

○上野議長 ただいまより議員全員協議会を開催いたします。

◎新任者紹介

○上野議長 会議に先立ち新任者の紹介をいたします。副知事蝦名武君。

○蝦名副知事 おはようございます。八月一日付で副知事を拝命いたしました蝦名武でございます。もとより微力でございますけれども、三村新知事を補佐して一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○上野議長 次に、出納長長谷川義彦君。

○長谷川出納長 おはようございます。さきの県議会七月定例会におきまして格別の御高配によりまして御同意をいただき、八月一日付をもちまして出納長に選任されました長谷川でございます。もとより微力でございますけれども、誠心誠意頑張っていきたいと思いますので、議員先生方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○上野議長 それでは会議に入ります。

去る八月一日、知事より、本県田子町及び岩手県二戸市の県境における産業廃棄物不法投棄に係る原状回復について議員全員協議会を開催されるよう依頼がありましたので、本日開催した次第であります。

◎知事報告

○上野議長 知事の報告を求めます。―――知事。

○三村知事 おはようございます。

本日県議会全員協議会の開催をお願いいたしましたのは、本県田子町及び岩手県二戸市の県境における産業廃棄物不法投棄にかかわる原状回復についての考え方を御報告し、御意見をお伺いするためであります。

まず、この不法投棄事案の状況について御説明申し上げます。本事案は、八戸市の産業廃棄物処理業者が埼玉県の産業廃棄物処理業者と共謀し、事業地内に不法投棄したものであります。これまでの調査では、廃棄物はごみ固化燃料(通称RDF)様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰等が主体であること、本県側の廃棄物の推定量は約六十七万立方メートルであること、現場は広い範囲にわたって揮発性有機塩素化合物によって汚染されていること、一部区域にダイオキシン類に汚染された廃棄物が投棄されていること、現場内からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、これまでの周辺環境の水質調査の結果は環境基準をおおむね満足していること、現場の地盤は難透水性であり、周囲を遮水壁で囲むことによって汚染拡散防止対策に利用可能であることが明らかになっております。また、この不法投棄が行われた現場は馬淵川水系の上流部に位置しております。したがって、万が一現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱す大きな問題となる事案であり、緊急の汚染拡散防止対策を含め原状回復を早急に進める必要があると認識しております。このため、原状回復を進めるに当たっては、まず現場周辺地域への汚染拡散を防止することが必要であるとともに、地域住民の水道水源として、また本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講じ、流域の方々の生活や農林水産業にかかわる環境を安全・安心なものとしなければならぬと考えております。

このような基本的考え方のもとに、私は、地元の御意見や県議会の皆様の御意見を十分に考慮しながら原状

回復方針を考えていくこととし、去る七月六日の現地視察の際に田子町長と意見交換し、また、七月二十一日には地元住民の皆様との対話を実施し、御意見を伺いました。さらには、さきの定例県議会の場でもさまざまな御意見や御質問をいただいたところであります。また、八月五日には地元田子町から、町が集約した意見書をいただきました。さらに八月七日には、馬淵川流域の関係市町村等で構成する八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会から要望書をいただいたところであります。地元住民の方々や地元関係団体の御意見は、廃棄物の全量撤去を基本とし、汚染拡散防止対策の早期の実施、風評被害防止対策の適切な実施などを求めるものでございます。

一方県では、岩手県と合同で、学識経験者、地元住民等を構成員とする合同検討委員会を設置し、また、委員会のもとに技術部会を設置して原状回復方針等について検討いただいたところであります。その結果、危険性の高い特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は優先的にかつ早期に撤去すること、原状回復の目標としては環境基準の達成とすべきであること、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講じることなどの御提言をいただきました。

私としては、水道水源や農林水産業に利用されている馬淵川水系が汚染されることは地域住民の生活や健康を脅かすものであるとの思いや、これまでいただいたさまざまな御意見等も踏まえ、熟慮の上総合的に判断した結果、原状回復については、馬淵川水系の環境保全を目的とし汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えています。そのためには、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本といたします。撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、再利用できるものについては、住民や学識経験者等で組織する原状回復対策推進協議会などにおいて協議し、住民の方々の御理解を得た上で現地で再利用したいと考えております。このことによって流域の方々が安心・安全に暮らしていけるものと確信しております。現場は県境にまたがっていますが、一体のものとして対応していく必要があると考えており、岩手県とも十分に連携して対応してまいります。また、原状回復の実施に伴い必要となる水系保全・民生安定対策等の総合的な検討を庁内各部署が連携し一体となって取り組む体制づくりを早急に行いたいと考えております。

なお、去る六月十八日には、本県と岩手県が連携して国に強く要望してきた新たな財政支援制度を定めた特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が成立いたしました。同法の成立に当たっては県議会議員各位に御尽力いただいたところであり、深く感謝いたします。県としましては、今後同法による国の財政支援を活用し早急に原状回復を行っていきたいと考えているところですが、原状回復対策の実施に当たっては、大きな財政負担を伴うことや、不法投棄現場のみならず馬淵川水系全体にかかわる非常に広域的な問題であることから、原状回復方針の決定に当たり、この議員全員協議会において、県民を代表する議員各位の御意見を伺いたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上、御報告といたすわけでございます。

◎知事報告に対する質疑

○上野議長 これより知事の報告に対する質疑を行います。

質疑は、お手元に配付の質疑順序により一問一答方式で行います。持ち時間終了の十分前及び終了時にチャイムにより時間を通告いたしますので、御協力願います。

なお、質疑は発言席で行い、答弁者は自席で答弁していただきたいと思っております。また、質疑は持ち時間制でございますので、答弁される方々は平易、簡潔な答弁をお願いいたします。

それでは、滝沢求君の発言を許可いたします。――滝沢君。

○滝沢議員 自由民主党の滝沢求でございます。

先ほど知事から報告がございました。この不法投棄問題は、国内最大規模の不法投棄事件であり、地元の住民はもとより県民全体が注目している事案であります。そしてまた、国においては国内最重要課題と位置づけておりまして、国内でもこの問題に注目しているところであります。私ども自由民主党も、一刻も、一日も早い解決に向けた

対策を講じるよう切に望むところでありまして、さきの定例会でも質問させていただいた次第であります。

この県境にまたがる現場は一つであります。そして、岩手県、本県、この一体としての取り組みが求められているわけでありまして。その中で、今日までの県の対応を県民はどう受けとめているでしょうか。岩手県は、最終形態、最終方針として全量撤去を早々と打ち出しました。そして、汚染拡散防止対策については具体性がまだ示されておられません。一方本県は、最終方針を示さないまま、そして専門家の助言をいただきながら汚染拡散防止対策を前面に立てていた。それゆえに、県民から見ますと、本県は撤去に対して消極的ではないか、そういうイメージで受けとめているのではないのでしょうか。そして、まさに本県と岩手県の対応の違いが浮き彫りとなったわけでございます。そういう中において、きょう、今、三村知事から新プランが報告されました。そこで最初に質問させていただきますが、これは私は議員総会でも知事にお聞きしましたが、きょうは全員協議会の場でございますので改めてお聞きいたします。今まで県が示しましたケース一から三の三案がございましたね。一は全量撤去、そして二、三は部分撤去と。これはこの三つのケースにこだわらない新たな新プランだという形で受けとめていいですか、そこをまず知事に伺います。

○上野議長 知事。

○三村知事 滝沢議員にお答えいたしたいと思えます。

私は、この青森県にとりまして清浄で安全な水資源こそが本県の自然の豊かさの源であり、流域、水系の環境の健全さを確保することが県民の皆様が安心・安全に暮らしていくための原点であると考えております。本日県議会の皆様方に御報告いたしました方針案は、私が以前から掲げていたこのような理念に基づき、また、自分自身も馬淵川を水道水源として利用している地域の一住民の立場からも、馬淵川水系の環境保全を目的として汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したい、そう考えたものでございます。そのために廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本としたところであり、これまでの三つのケースにとらわれず、流域全体の水環境を守るという私の思いや、地元住民、関係団体からの御意見、県議会の皆様の御意見を総合的に勘案した結果お示しさせていただいたところでございます。以上でございます。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 今、知事からお話ございました。万全の拡散防止対策を行った上で、そして岩手県とこれから同じ方針で取り組んでいくと。さきの定例会で私は質問させていただきましたが、どうも岩手県側は本県のこの拡散防止対策に対しては非常に消極的であると。先ほど知事がこちらの報告書で説明したように、馬淵川水域の環境保全を目的とした馬淵川に対する強い思いも盛り込まれてあります、この報告には。しかし、もしこの汚染拡散防止対策を岩手県が行わなければこれは馬淵川水域に非常な影響を及ぼす。それは避けなければなりません。そして、これは、知事も定例会の答弁で申しましたけれども、しっかりと増田知事の方に申し入れするという事も申ししておりました。そこでまず第一点として、今、岩手県側はこの汚染拡散防止対策に対してどうとらえているのか、どういう考えがあるのか、まず先にお伺いいたします。

○上野議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

これまで開催してきた合同検討委員会及び技術部会では、岩手県は、早期の撤去、除去を行うことが最大の汚染拡散防止対策ではないかと考えている、また、基本的には汚染拡散防止対策の必要性は小さいと考えるが、汚染状況や地形から汚染拡散が生じるおそれがある場合は、必要に応じ鋼矢板等により汚染拡散防止を図っています。しかし、どのような場合に必要とするかの具体的な内容は示されていない状況です。また、対策の具体的内容も示されておられません。なお、六月二十八日に二戸市で開催された第四回合同検討委員会において、岩手県から、技術部会から検討を提案されているので検討はするが、検討の優先順位はかなり下の方になるとの考えが示されております。以上でございます。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 今回の部長の答弁の中で、岩手県側は汚染拡散防止対策の必要性は小さいと考えると、そういうことになりますと本県と岩手県との考え方には大きな隔たりがありますね。先般の一般質問でも知事は答えていました、早急にトップ会談を行いたいと。増田知事に申し入れするという話をしていました。しかし、今、この汚染拡散防止対策に取り組む認識、姿勢が双方違うわけですよ。やはりこれは十分協議して一体として取り組んでいかなければならない事案であります。そこで私は、岩手県側に本県から、一緒に現地へ行って現地調査をして、現場を一体として、効果的な対策はないか両県で検討すべきじゃないか、そう考えますが、いかがでしょうか。

○上野議長 知事。

○三村知事 滝沢議員にお答えいたしたいと思います。

現場の汚染拡散防止対策は周辺の住民の方々の安全と安心感の確保のためにやはり必要不可欠であります。そのため、青森県、岩手県の双方が万全の対策を講じることが馬淵川下流域への影響を未然に防止する有効な対策になると考えております。したがって、両県が同じ認識に立って対策を講じることが大変重要であり、そのためには、例えばでございますが、両県副知事が現地合同調査を実施し、共通認識を持った上で、現場一体としての効果的な対策を協議することも必要ではないかと現時点では考えております。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 今、知事の方から、両県の副知事が一緒に合同で一体で検討していくと。ぜひそれを早急に行ってください。そして、しっかりとした一体的な取り組みの一つのものができ上がった段階で増田知事と会って、汚染拡散防止対策の要請をしっかりとしていただきたい。そこで、いわゆるトップ会談は大体いつごろを考えているのかお伺いいたします。

○上野議長 知事。

○三村知事 滝沢議員にお答えいたします。

汚染拡散防止対策については、両県が原状回復を進めるに当たって現場を一体としてとらえての検討が必要であると、私もそう考えております。議員の御指摘のとおりだと思います。このため、両県に国等を交えた連絡会議における協議の開催や先ほど申し上げました両県副知事による現地合同調査の実施など、岩手県知事との会談に向けた環境を整えた上で早い時期の会談を要請していきます。そう考えています。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 わかりました。そして、汚染拡散防止対策にこれから取り組んでいくわけでございますが、今後の具体的な工事内容、工程についてお伺いいたします。

○上野議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

今後の工事内容と工程ですが、まず最初に、廃棄物から浸出する汚染水による周辺環境への汚染拡散を防止するため、平成十五年度から平成十六年度に水処理施設を建設し、平成十七年度の初めには試運転を行い、その後、本県側の不法投棄現場の全周を囲む遮水壁の設置工事を平成十七年度に着手し、平成十八年度に完成させる予定です。廃棄物の撤去については遮水壁の完成後に実施することになりますが、有害性の高い特別

管理産業廃棄物に相当する廃棄物、推定量約三十三万立方メートルのうち撤去作業による周辺への汚染拡散のおそれのない廃棄物については平成十五年度から四年間で撤去します。これらの工事にできる限り早く着手する必要があるため、工事中の道路の整備については、特別措置法によらない従来の制度の活用をも視野に入れ着手することになっています。以上です。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 今回の部長の答弁の中で、工事中の道路の整備を早急に行う、そして、この工事は特措法に間に合わない、現行制度で行うというお話でございました。そうしますと、この工事中の道路建設にかかわる補助の見通しはどうなっているのか、そしてまたどの程度の事業費を見込んでいらっしゃるのかお伺いします。

○上野議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 お答えいたします。

工事中の道路の建設は、現行制度による着手をも視野に入れて早期実施を目指し手続を進めておりますが、現行制度の補助率は三分の一ですので、この場合でも、より補助率の高い新法制度への切りかえができるよう国に対し引き続き要望してまいります。また、工事中の道路については青森、岩手両県で使用することになりますので、延長六百五十メートルのうち半分の三百二十五メートルをそれぞれ両県で工事することとしております。事業費については、本県実施分は約一千五百万円になる見込みです。以上です。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 約三百二十五メートル、そうすると両県で六百五十メートル。そして一千五百万、そうすると両県で総事業費は三千万という形ですね。

次に移ります。特措法を活用してこれからいろいろな対策工事に入っていくわけでありまして。この対策を実施する中において、私は、やはり住民の方々の理解をしっかりと進めていく必要があると思います。そこで、住民の理解を得るための方策としてどのようなことを考えているのかお伺いいたします。

○上野議長 蝦名副知事。

○蝦名副知事 お答えいたします。

原状回復の具体的な対策について、地元住民に情報を公開し理解を得ながら進めていくための組織として、去る七月三十一日付で県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を設置したところです。この協議会の委員には、地元田子町の自治会、農業団体、商工会などの各種団体から五名、馬淵川水系の利水者として八戸圏域水道企業団から一名、さらに、田子町長、二戸市長及び二戸市民一名のほか、技術的専門家及び社会経済専門家七名の計十六名を委嘱しています。この協議会において、計画内容、分析データ、環境モニタリング結果などすべての情報を提示しながら住民の意見を聞き、それに対する技術的見地からの助言を得た上で県民の目線で検討の上、対策を推進していきたいと考えています。また、工事期間中は定期的に、住民立ち会いのもとでの対策の実施、現地での進捗状況の説明や見学など、住民の目に見える形での対応についても十分配慮してまいります。以上であります。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 七月三十一日付で原状回復対策推進協議会を設置したと。そのメンバーは、専門家、田子町、各種団体から五名、まあ町長も入って地元からは六名ということでございますね。先ほどの答弁でもちょっとお話がございましたが、撤去に当たってはやはり十分に情報公開をしながら進めていただきたい、そのことを強く要望しておきます。

す。

次に、田子町の住民意見の集約結果として、先般八月五日に田子町の中村町長から知事に対して意見書が提出された。そして、さらに八月七日には八戸地域対策連絡会から要望書が提出されたと聞いております。田子町の意見書の中で現地または周辺に処理施設を建設することについての提案があったと聞き及んでおりますが、田子町から提案されている現地処理施設建設にかかわる諸課題について県はどう考えているのかお伺いをいたします。

○上野議長 知事。

○三村知事 滝沢議員にお答えしたいと思います。

去る八月五日に田子町から住民の総意として意見書が提出されました。県としては、特措法の期限である十年間という限られた期間内で有効な対策となるのか、建設場所を確保できるのか、またその周辺住民の合意は得られるのか、現地処理施設の稼働が農畜産物への風評被害の原因とならないのか、施設の規模、性能はどのように設定するのか、またその費用はどのようになるのか、建設及び運営にかかわる事業主体をどうするのかなどを課題として考えており、できるだけ早い時期にその検討結果を田子町に示したいと考えております。以上です。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 三村知事のこの新プラン、これでこれから基本的に全量撤去ということで進めるわけですが、そこで伺います。この原状回復対策を実施した場合、その費用及び撤去量について伺います。

○上野議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

全量撤去を基本としておりますので、撤去の対象となる量はこれまでの調査結果から約六十七万立方メートル、費用については最大で約四百四十億円程度と考えられます。以上でございます。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 今の部長の答弁で、費用の方は最大で四百四十億円と。私がなぜこの質問をしたかというと、この三村プランの中には撤去の数字は一つも書いていないんですね。そして、今初めて、四百四十億円というこれを上限で考えるというお話がございました。この四百四十億円というのは、まさに、前に県が私どもに示した三案、あのケースの全量撤去の四百四十億円、つまり、これはもう限りなく全量撤去に近いということで受けとめてよろしいんですね。知事に聞きます。

○上野議長 知事。

○三村知事 議員にお答えします。

議員御指摘のとおり、廃棄物及び汚染土壌の全量を撤去の対象とすることを基本として取り組んでまいります。そういうことです。

○上野議長 滝沢君。

○滝沢議員 前の議員総会のときにも私は知事に確認しましたが、もう一回全協の中で確認をしておきたいと思っております。七月三十一日付で発足した先ほどの地元住民が入った協議会、これで地元住民の合意を得られなければ無害なものでもすべて撤去する、そう受けとめてよろしいですね。

〇上野議長 知事。

〇三村知事 そのとおりでございます。

〇上野議長 滝沢君。

〇滝沢議員 先ほどの知事からの説明の中で、民生安定対策等の総合的な検討を庁内部局が連携し一体となって取り組む体制づくりを早急に行いたいという考えをこのプランで示しております。私は、この民生安定化に加えて、今現在、マイナスのこのイメージを将来的にはプラスに転換する、そういう目的とした総合的な施策の推進が必要だと考えております。そこでお伺いしたいんですが、民生安定対策等の総合的な検討を行う庁内の新たな体制が目指すものは何なのか、そして、具体的な取り組みの内容について現時点での考えをお伺いいたします。

〇上野議長 知事。

〇三村知事 滝沢議員にお答えします。

今後予定される産業廃棄物不法投棄にかかわる原状回復に取り組む上で、地域住民の水道水源や本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の保全を確保するとともに、地元田子町や周辺市町村など流域の方々の日々の生活や農林水産業にかかわる環境を安全で安心なものに保つことが基本であると私は考えております。このため、原状回復のための工事や廃棄物等の搬出作業に伴って発生する工事用車両などにかかわる交通安全対策や、農林水産業が安全・安心に営まれる環境づくりにかかわる対策などの周辺対策が極めて重要であると考えております。この周辺対策を円滑に進めていくためには、原状回復を担当する環境生活部だけでなく、それぞれの周辺対策に関係する部局が連携し、それぞれの役割分担のもとで全庁挙げての取り組みとして進めていくことが不可欠であると考えます。このため、庁内に、周辺対策も含めて今回の不法投棄対策にかかわる推進本部を設置するべく現在検討を進めているところであります。以上です。

〇上野議長 滝沢君。

〇滝沢議員 今の答弁の中で、庁内に周辺対策を含めた推進本部を設置するという答弁がございました。この中では地元の周辺の地域振興策も十分検討していただきたい、そう要望しておきたいと思っております。今回の三村新プランは、全量撤去を求めてきた自治体、そしてまた住民の方々からは、私たちの願いに近づいてきたと評価する声もあります。しかしながら、一方で不安が根強く残っているのもこれまた事実であります。今後、県と田子町、そして住民とのパートナーシップによってしっかりと信頼関係を築いて、地元住民の声を極力尊重して進めていきたい。それからまた、岩手県も同じであります。先ほど知事からお話がございました、副知事同士が早急に現地へ行って、そして一緒になって検討協議すると。副知事、まさにその辺で岩手県との信頼関係もぜひともしっかりと築いた上でこの問題に臨んでいただきたい、進めていただきたい。そして、一日も早く住民の方々安心して安全な生活が取り戻せるよう全庁を挙げて進めていくことを心からお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

〇上野議長 滝沢君の質疑を終わります。

それでは、越前陽悦君の発言を許可いたします。――越前君。

〇越前議員 自民党会派の越前陽悦でございます。時間内で順次質問をさせていただきます。

この不法投棄の問題については、これまでも、香川県の豊島に行っているいろいろ見てまいりましたし、また、地元田子町の不法投棄現場も何度も見させていただいてまいりました。これらの経緯を踏まえながら、また、このたびの報告を受けまして順次質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、再利用できるものについては、住民や学識経

験者から成る協議会などで協議して、住民の理解を得た上で現地で再利用するということで報告がございました。そこで次の点について質問いたします。全量撤去については、実際に掘り出して、そしてまた分析してみないとその内容については明確にできないのではないかとこのように考えるわけですが、これまでの調査の中でわかっている範囲で結構でありますから、どのような種類の廃棄物をどのように再利用することを想定しているのかについてまず最初にお尋ねいたします。

〇上野議長 部長。

〇前田環境生活部長 廃棄物及び汚染土壌の撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、再利用できるものについては、住民や学識経験者等で組織する原状回復対策推進協議会などにおいて協議し、住民の方々の御理解を得た上で現地で再利用したいと考えております。したがって、再利用するものの具体的な種類や再利用方法については、現場から掘り出し、分析したデータを示しながら原状回復対策推進協議会などにおいて十分協議をし、その結果として具体的な内容が明らかになるものであります。現時点で想定されるものとしては、例えば人の健康保護、生活環境保全上の目標値である土壌環境基準を満たす汚泥は、一般的には埋め戻しや盛り土材、土壌改良材や有機肥料としてリサイクルされているものです。そのような汚泥や土壌環境基準を満たす堆肥様物など、最終的に土壌に還元される性質のものが想定されます。それらのことについても再利用などに関して協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

〇上野議長 越前君。

〇越前議員 そこで撤去作業についてお伺いしたいと思います。全量撤去を基本とした場合に今後莫大な撤去量になるものというふうに想定されるところであります。そこで、運搬の方法とか撤去した廃棄物の搬出先については非常に重要な課題になるというふうに考えておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、この点についてお尋ねいたします。——失礼しました。そこで、具体的に、今後十年間の時限立法の中で全量撤去を基本として行う場合、県内における施設だけで処理することはできるかどうか、可能であるかどうかということについてまずお伺いいたします。

〇上野議長 部長。

〇前田環境生活部長 本県では従前より、廃棄物の処理について自区内処理を原則として対処しております。したがって、県境不法投棄現場の原状回復に当たっても、まず県内にある施設で処理することを基本として考えております。

〇上野議長 越前君。

〇越前議員 県内の施設で処理することを考えておることです。

そこで次に質問してまいります。もしも県内の施設だけでの処理が不可能になることが予想された場合どのように対応するのか、その対応策についてお伺いいたします。

〇上野議長 環境生活部長。

〇前田環境生活部長 自区内処理を基本としておりますけれども、自区内処理が困難な場合、他県の施設にお願いせざるを得ないものと考えているところです。実際に他県の施設で処理する場合は、搬出先となる県と事前によく協議した上で処理をしていきたいと考えております。

〇上野議長 越前君。

○越前議員 県内で処理ができない場合、他県の施設にお願いしていかざるを得ない、していくというふうなお話がありますが、まあ十分協議をしていくということでもありますけれども、搬出先の市町村におきましては、県境の不法投棄物が持ち込まれ処理されることについては相当な抵抗があるのではないかと、大きいのではないかとというふうには私には考えます。それに対する対応についてはどのように対応されるのか、その点についてお伺いいたします。

○上野議長 知事。

○三村知事 越前議員にお答えいたします。

撤去する廃棄物は、その性状に応じて、廃棄物処理法に基づく処理基準に従って適正に処理することになります。したがって、この現場の廃棄物を処理することにより処理施設周辺の環境に影響を及ぼすことはないものと認識しておりますが、搬出先が決定すれば、事前に施設の所在市町村に対し県から積極的に情報提供を行うとともに、具体的な撤去計画等についても十分説明し進めてまいりたいと存じております。

○上野議長 越前君。

○越前議員 問題のないようにということですが、県内においても全国的にもこれだけ注目され問題になっておる不法投棄問題でございますから、今、知事から、該当する市町村とも十分連絡、連携をとって、打ち合わせをしながら理解をいただいて取り組んでいくということですが、しかしながら、この点については十分な協議を進めて理解をいただきませんと、心配するように相当な抵抗が出て進まないことになりはしないかというふうには心配するところでもありますので、この点についてはひとつ十分意を用いて取り組んでいただきたいと思っております。

そこで次に運搬に当たってでございますが、運搬に当たりましては廃棄物の種類によっては専用車両が必要というふうに思われます。したがって、どのような方法でこの専用車両について対応していくのかお伺いいたします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

廃棄物を輸送するに当たっては、輸送中の環境汚染を引き起こさないよう、廃棄物の種類や形状によって専用の車両を用いて輸送することも必要であると考えております。液状のものは、バキュームカーやダンパー車により吸引し、そのまま処分先へ輸送します。水分の多い廃棄物については、フレコンバッグやドラム缶に詰め、漏液の拡散防止対策を施した車両を使用して輸送し、漏液による周辺への汚染拡散の防止を図ります。揮発性の高い有害物質を含む廃棄物については、フレコンバッグやドラム缶に密封して輸送するか、鋼製天蓋つきの全密閉式の車両を使用して輸送し大気汚染の防止を図ります。また、現場には洗車場を設置し、場内で車両に付着した廃棄物や泥などを洗浄し、場外へ出さないよう対策を施します。以上です。

○上野議長 越前君。

○越前議員 種々御説明いただきました。大気汚染防止に努めて注意をしてまいりたいというふうなことであります。当然それはやっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思っております。

そこで、専用車両を使用しなくても運搬できるものがあると思っておりますが、具体的にはどのような廃棄物が考えられるのかお伺いいたします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

揮発性でないもの、水分が少ないもの、特別管理産業廃棄物に相当しない廃棄物については通常の運搬車両

を使用することになりますが、運搬の際は、廃棄物をフレコンバッグに詰めるか荷台をシートで覆うなどの対策を施し、運搬中の廃棄物の飛散防止及び降雨などによる浸出水の漏れを防ぎます。以上でございます。

〇上野議長 越前君。

〇越前議員 そこで、全量撤去を基本とした場合、運搬用のトラックのトン数はどのぐらいになるんでしょうか、何トン車になるのか、その台数はどのぐらいになるのか、また、そのうち専用車両の割合はどのぐらいになるのか、あわせてお伺いいたします。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えいたします。

全量撤去を基本とした場合、平成十五年度から平成十八年度までの四年間で、撤去作業により周辺環境へ影響を及ぼさない約九万六千立方メートルは撤去する予定です。ですから、平成十九年度からの本格的な撤去作業の対象となる廃棄物は約五十七万四千立方メートルとなり、一年当たりの撤去量は約九万六千立方メートルになります。一年間の作業日数については、休・祝日、冬期間における不稼働日数を勘案して二百十五日と想定すると一日当たりの撤去量は約四百四十六立方メートルとなり、これを十トン積みのトラックで運搬すると、片道四十五台、往復で九十台のトラックが通行することになります。

次に、廃棄物のうち特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は専用車両で運搬しますが、平成十九年度以降に撤去する特管相当廃棄物は約二十三万立方メートルであり、約四割が専用車両による運搬となります。しかし、時期により撤去する特管相当廃棄物の量が大きく変動することから、ほとんどが専用車両による運搬の時期もあり、非常に少ない時期もあります。以上です。

〇上野議長 越前君。

〇越前議員 この運搬に当たっては、片道四十五台、往復九十台という大変な台数になるわけです。そこでお伺いしてまいりたいと思いますが、こういうことになると、その搬出ルートに沿線におきましては騒音、振動、粉じんなど大気汚染の影響がかなり出てくるのではないかとというふうに考えられます。そこで、この点についてどのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

撤去作業による交通量の増加に対しては、車両の分散化を行い、特定のルートだけに集中しないよう車両運行計画を作成するほか、走行時間帯や走行速度の制限、誘導員の配置、運転手への安全教育の徹底など、沿線への影響を及ぼさないよう適切な対策を講じていきたいと考えております。また、現場近傍の集落において大気汚染に関する環境モニタリング調査を行い、撤去工事の通行車両による影響を把握し、速やかに適切な対策を講じることができるようになりたいと考えております。以上でございます。

〇上野議長 越前君。

〇越前議員 運行車両台数を見ましても大変な数になりますし、ただいま答弁がありましたようにそれなりの対策はとっていかれるということですが、しかしながら、車両の分散化を図りながらという御答弁もございましたけれども、いずれにしても、騒音、振動、粉じんなど大気汚染等々へのかなりの影響が出てくるのではないかとというふうな点については十分予想されるわけでありまして、この点についてはひとつ今後の対策として十分意を用いた対策協議をしていただきたいというふうに強く要望申し上げておきたいと思っております。

そこで、総事業費の概算については先ほど滝沢議員から質問がなされました。私の方からは、事業費の内訳の中で、運搬費用並びに処理費用については具体的にどのぐらいの額を見込んでいるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 先ほど最大で約四百四十億円程度との見込みをお答えいたしました。その内訳としては廃棄物の撤去費用として約三百三十五億円を見込んでおりまして、さらにその内訳としては、運搬費用を約三十五億円、処理費用を約三百億円と見込んでおります。

○上野議長 越前君。

○越前議員 大変詳細に御説明いただきありがとうございました。総事業費の中でも、この撤去費用、そしてまた運搬費用、処理費用、いずれにしても随分高額な予算が今必要とされております。この事業に当たっては、その都度いろいろ問題が起きてくる、また心配される事業でありますので、十二分に意を用いた対応が必要であります。この点については今後とも、従来からの協議を踏まえて十分なる対応ができるように取り組んでいただきたいと思います。この点については強く要望しておきたいと思っております。

そこで、撤去作業の前提といたしまして、水処理施設及び遮水壁の建設、その他の工事が行われるところでありますが、その工事内容にはどのようなものがある、どのぐらいの額を見込んでいるのか、この点についてお伺いいたします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

汚染拡散防止対策として、浸出水処理施設、浸出水貯留池、それから防災調整池、遮水壁などを建設します。また、現地管理用の場内道路や雨水排水路、表面遮水工などを施工します。それぞれの事業費としては、浸出水処理施設、浸出水貯留池、防災調整池の建設に約二十六億円、遮水壁の建設に約三十七億円、表面遮水工などその他工事に約二十七億円を見込んでおります。以上でございます。

○上野議長 越前君。

○越前議員 それでは、私からは最後の質問になりますが、先般の岩手県側における部長発言について伺います。昨年十二月の常任委員会において——私は環境厚生常任委員会に所属しておりましたので、私からの質疑で、青森県の責任がより重いとの岩手県知事の発言について県の認識を伺った経緯がございます。そこで、県からは、岩手県においても収集・運搬業の許可を与えていた業者によってみずからの行政区域において不法投棄が行われていたという事実があることなどから、行政上の責任の重さに違いはないとの答弁を部長から得ております。先般八月七日の新聞報道によりますと、岩手県の環境生活部長は、業者に事業許可を出し監督が不適正だったのは青森県で、岩手県は被害県、責任は青森県にあるとの発言をしているようであります。そこで、再確認ということでこの点についてお伺いしておきたいと思っておりますが、責任は青森県にあるとの岩手県の環境生活部長の発言であります。県におきましてはこの発言に対してどのように考えておられるのか、とらえておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えいたします。

廃棄物処理法上は、収集・運搬業と処分業の違いによって、許可権者としての立入検査権限、報告の徴収権

限等に差異を設けておりません。したがって、単に許可の区分の違い、許可の一方または両方を与えていることだけによって許可権者としての責任、義務の違いがあるとは考えておりません。岩手県においても、収集・運搬業の許可を与えていた業者によってみずからの行政区域において大規模な不法投棄が行われたという事実があり、行政上の責任の有無、その重さに本県と違いが出てくるものではないと考えております。なお、この点に関しては、岩手県がみずから行った検証結果報告書の中でも、確かに三栄化学工業株式会社の最終処分場は青森県側にあり、その周辺の不法投棄は多いのであるが、岩手県側にも投棄はされている、岩手県側は処分場敷地ではないことから、不適正処理というよりも不法投棄ととらえるべきである、したがって、青森県の許可業者である以上に、岩手県内の土地への不法投棄者であると整理して、青森県と共同して、あるいは独自にフォローをすべきであったとの指摘もなされているところであります。以上であります。

○上野議長 越前君。

○越前議員 違いがあるとは考えていないということでございましたが、それにしても岩手県側のこの発言の要旨を伺いますと随分違いがあるように言われているわけで、かなりの考え方の相違なのか、誤解なのか、いずれにいたしましても、この点についてはきちんとたずさすべきものはただしておかないとまずいのではないかなあというふうに思うわけでありまして。それでは、その辺の考え方について違いがない、岩手県側に対してこの点についてはどのような形で理解をさせていただくのか、この点についてどのようにお考えでございますか、ちょっとお伺いします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 この点に関しまして、事務局としての連携、それから後に副知事の一緒の話し合い等予定されておりますので、そのところで連携を図って意見のすり合わせをしてみたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○上野議長 越前君。

○越前議員 これは十分連携をとって意思の疎通を図っていたかなければならないわけでありまして、あくまでも新聞報道で知る限りにおきましてはかなりの違いがあるように見受けられるわけでありまして、この点については十分意思の疎通を図るようにひとつ早急に協議をしていただきたいと思っております。

もう一つは、県民から見ましても、かなりそのように、誤解といいますか、考え方、理解の仕方に違いがあるというふうに思います。私も、本当にそうなのかな、どっちが本当なのかなというふうに思った次第でありますので、そういう意味では、違いがあると考えていないことについての県民に対する説明とかPRというものが私は非常に大事ではないかというふうに考えますが、この点についてはどのようにお考えでございますか、再度お伺いいたします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えいたします。

この点に関しまして、帰りましてから中で十分検討しまして、県民に対するコメントをしながら、共通理解というより、私ども県の考え方を理解していただけるような形で発信をしてみたいというふうに検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

○上野議長 越前君。

○越前議員 各事項について私なりの質問をさせていただきましたが、それぞれ重要な問題でございますので、これからの協議、対応に当たってもひとつ十分意を尽くして取り組んでいただきますように強く御要望申し上げます、私からの質問を終わらせていただきます。

〇上野議長 越前君の質疑を終わります。
次に山内崇君の発言を許可いたします。――山内君。

〇山内(崇)議員 引き続き質疑を行わせていただきます。
私からはまず原状回復についてお伺いをいたします。先ほどもこれに関連するお話、質問が若干あったわけですが、再利用できるものについては住民の理解を得て再利用したいということであり、これはこれまでなかった新しい考え方であると思いますけれども、再利用の具体的内容について伺いたいと思います。あわせて、再利用を検討しているものにはどういうものがあるのか単刀直入に伺わせていただきます。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。
不法投棄現場の原状回復については、馬淵川水系の環境保全を目的とし汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えております。そのためには廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本としたところで、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、再利用できるものについては、今後原状回復対策推進協議会などで十分に協議をし、住民の理解を得ることとしています。その結果として再利用するものの種類や再利用方法などの具体的な内容が明らかになると考えておりますが、現時点で想定されることは、現場の覆土材などとして再利用が考えられます。
二つ目の、検討しているもの、このことにつきましても住民の理解を得た上でのことですが、現時点において考えられるものとして、例えば人の健康保護、生活環境保全上の目標値である土壌環境基準を満たす汚泥、これは一般的には埋め戻しや盛り土材、土壌改良材や有機肥料としてリサイクルされているものです。そのような汚泥や土壌環境基準を満たす堆肥様物など、最終的に土壌に還元できる、還元される性質のものが想定されております。以上でございます。

〇上野議長 山内君。

〇山内(崇)議員 原状回復の基本的な進め方というのを考えてみますと、やはり、特に有害な特管相当廃棄物を優先的に現場から除去していく、撤去していくということがまず大原則だと思うわけですね。その後、それ以外のいわゆる汚染レベルの低いものをやっていく、これが普通の常識的な物の考え方であるわけですね、ですから、今のこの再利用という考え方については今のところいろいろ誤解もあるような気がするわけですね、報道等を見ても、何とか何とか、その結果県の方針が不明確なような印象も与えているような気がしてなりません。そこで私は、はっきりと申し上げるべきは、再利用可能なものについては再利用するんだと、これは、科学的、合理的な根拠に基づいてやっていくということをより徹底していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけです。環境再生のために活用できるというのであれば当然再利用すればいいわけです。具体的には、汚染土壌の中でも、環境基準を満たしている、それに類するものが中で使われていくということになると思いますけれども、このことが全量撤去と矛盾するようなそういうふうな基本的な考え方じゃ決していないんだということをきちっとこの場で確立していくというためにも私は部長に今この答弁を求めたわけであり、

それから、原状回復対策推進協議会ではその問題についてきちっと情報公開をしてやっていくとの知事からのお話もあるわけですが、この協議会では、再利用可能かどうかということだけではなくて、やはり、撤去方法ですとかモニタリングの結果、あるいはこれから九月に国に提出していく実施計画のこういった具体的な中身についてもある程度――ある程度と言わない、これは情報公開――地域住民に諮って、意見がきちっと反映されるようなそういう形をぜひこの協議会でとってほしいということをまず要望したいと思います。

二番目の質問に移ります。新方針による経費負担についてであります。二つお伺いします。事業費については最大限四百四十億という話がこれまで出ておりますけれども、全量撤去による事業費の見直しと県財政への影響を改めてお伺いいたします。次に、特措法によって補助金が出るわけであり、産廃特措法による補助は、特管相

当廃棄物にあっては二分の一、その他の産業廃棄物にあっては三分の一というふうに理解してよいのかどうか。また、不法投棄された廃棄物すべてが補助対象になると理解していいか伺いたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 前段の全量撤去による事業費の見通しと県財政への影響のところは、環境生活部分の所管としては、本県が現在考えている原状回復方針は全量撤去を基本としておりますので、これまでの調査から推計されました本県側の廃棄物の推定量、先ほどもお答えいたしました、約六十七万立方メートルすべてを撤去するとして試算した場合、最大約四百四十億円程度と考えてございます。

○上野議長 小堀総務部長。

○小堀総務部長 県財政への影響についてのお尋ねにお答えいたします。毎年度の事業費とそれにかかわる国の財政措置が確定していないわけですので、現時点では、補助金の収入額、あるいは県債を発行する額、一般財源所要額、これらが予定されているわけですが、それぞれについて明らかにすることはできないために具体的な影響をお答えできる状況にはありません。しかしながら、基本的に、現在の我が県の財政状況を見ますと、多額の県債残高を抱え公債費の増加が続く厳しい県財政にあって、今、環境生活部長から答弁がありましたように最大で四百四十億程度の事業費が見込まれるということであればその影響は極めて大きい、そういうふうに考えておるところであります。しかしながら、本事案の解決が、地域住民の生活や健康を守り、安全・安心を守っていくという最優先課題とすれば、原状回復が円滑に進むように財政面において適切に対応することが必要であるというふうに考えております。このような緊急政策課題が時として発生するわけですので、将来にわたってそのようなことに対しても的確に対応できるような財政体質に改善しておくということが必要であるというふうに考えておりますので、そういう観点からも、現在私どもが進めておりますいわゆる財政改革プランの策定作業を一生懸命進めていきたい、こういうふうに考えておるところであります。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 後段の特別措置法による補助の件ですけれども、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法施行令によりますと、特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有するものに係る補助率は二分の一、その他の廃棄物に係る補助率は三分の一とされています。また、特別措置法に基づく支援制度による補助は、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがある廃棄物の除去を対象とするものでありまして、不法投棄された廃棄物であってもそのようなおそれがないと判断される廃棄物については補助対象とはならないものであります。以上です。

○上野議長 山内君。

○山内(崇)議員 六十七万立米、四百四十億、残念ながらそのすべては補助対象にはならない、生活環境への影響が少ないと。まあ、これは国の判断なのでしょう。補助金でありますから、当然一つの基準というものがあるのもやむを得ないのかなという気もいたしますけれども、今もう一度ここでこの経費負担問題について少しお話ししてみたいと思うんですが、岩手県側は、特管相当廃棄物が十二万九千二百立方メートル、それ以外が五万八千八百立方メートル、合わせて十八万八千立方メートルあります。これを最大限処理いたしますと――撤去いたしますと二百二十一億円であります。さて、ここで我が青森県と岩手県を合算いたしますと、処理費用は最大で六百六十一億円、その量にして八十五万八千立方メートル、こういうことになるわけであります。全体で見た場合には、非常に大変な、日本最大級というか、悪い意味での最大級の不法投棄の事件であります。本県だけでも恐らく、四百四十億のこの補助対象になるものを除いて、県費負担は少なく見積もっても二百数十億円に達するであろう、こういう状況が今現在見込まれるわけであります。今の県財政の厳しさについては、今、総務部長からも答弁があり

ましたけれども、多額の県債残高を抱え、この財政負担というのは極めて大きい。特措法は十五年から二十四年までの時限立法であります。この十年間にこういう出費が伴っていく。何と申しますか、補助残については起債措置をしていく。そのうち交付税措置も見込まれるであります。しかし、結果においては、県民の税金がこれに投入されていく、財政を圧迫していくことは明らかであります。ですから、こういう緊急の出費に対応できる財政体質に持っていきたいという総務部長の御意見はもっともでございますけれども、それ以前に、発表された県の財政に関するデータでは、あとわずか二年で県は財政再建団体に転落するかもしれない、こういうところまで来ているわけでありまして。こういうときのこの現状というものを考えたときには大変な負担になるということを私は指摘しておきたいわけでありまして。同時に、先ほど関連して答弁がありましたけれども、現地処理施設という考え方、知事初め皆様はなかなか申し上げにくいんですが、現実的な考え方として、焼却する施設を稼働させるためには少なくとも五年ぐらいの期間を要するであります。しかし、五年も待っていることはできないわけでありまして。その間に速やかに撤去するということが必要でありますし、補助対象にもならないということを考えれば、やはり、この後、よくよく冷静に考えて、田子町の地元の皆さんの御意見もありまして、県としては理解を得て進めていただきたいというふうに申し上げたいわけでありまして。

次に私からは、こども大事なところなんでありましてけれども、排出事業者責任の追及の現状、それから今後の進め方についてお伺いします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えいたします。

排出事業者責任の追及については、廃棄物の排出状況を把握するため約一万六百の排出事業者に対して報告を求め、廃棄物処理法違反の有無に係る審査を行ってきております。その結果、現在のところ、無許可の収集・運搬業者に廃棄物の運搬を委託していた六事業者に対し、六月十八日及び八月六日に、青森、岩手の両県知事の連名で廃棄物の撤去を命ずる措置命令を行いました。このうち四事業者は八月七日に撤去をしております。今後も、法違反の排出事業者に対しては、厳格に対処する観点から、審査を進め、必要に応じ立入検査等を行いながら、法違反の事実が認められた場合は順次措置命令を行うこととしております。以上でございます。

○上野議長 山内君。

○山内(崇)議員 先日、現地の撤去作業の現場がテレビあるいは新聞等でも報道されておりました。ああいう形で少しずつ片づけるというわけにもいかぬでしょうから、今後具体的にさらに特定していった場合には撤去命令をどういう形で現実化していくのか、ある意味費用としてやる場合もあるでしょうから、その点はよくよく検討していただきたいと思っております。要望いたしますけれども、いずれにしても、廃棄物処理法に基づいて、原因者、関与者あるいは排出事業者に対する責任追及を徹底的に行うこと、そして措置命令の徹底というものを図っていただきたいということでございます。

排出事業者等の責任もそうでありまして、私は次に行政責任についても少し伺ってみたいと思っております。その前に少しこの間の経過をお話したいと思っておりますけれども、平成七年の九月に燃え殻の不法投棄を確認したと。そして、その後八年の十一月に、期間を区切っておりますけれども事業の停止処分というものも出しているわけでありまして、同時に、平成九年の三月には、中間処理業の許可に加えて動植物性の残も追加していると。そして十二月にはばいじんを追加していると。それで、その後ずつとって平成十一年の十一月、青森・岩手県警合同捜査本部が廃棄物処理法違反として強制捜査に入っていくわけでありまして。その後、平成十二年五月、原因法人の関係者が逮捕されました。そして、平成十二年の六月には、投棄された廃棄物を撤去する旨の措置命令が青森、岩手両県から出された。そして、平成十二年の八月には三栄化学工業の業務の取り消し処分と。ここに至るまで約五年を要しているわけでありまして。そしてようやく今現在に至っていると。それからまた三年何がしの時間がたっているわけでありまして。さて、行政責任の検証状況については、検証委員会から報告書が出されましたね。十五年の三月二十五日であります。報告書が提出されている。そして、四月の二日には前知事が定例記者会見で県民及び地元住民に対しておわびをしている。その指示を受けて、翌日四月三日には部長が地元住民説明会

でおわびをしている。この間議会ではどういう答弁であったかというのは、私はわかっておりますけれども、なかなかきちった答弁とは言いがたかった、まあ検証委員会の報告を待ってということでありましたから。さて、その後、三村知事就任以降の動きとしては、七月二十一日、三村知事は住民との対話集会でいち早くおわびをしてきたと。そして、十五年七月二十三日、県議会において、県議会並びに県民に対して知事のおわびの答弁が我が党の滝沢求議員の一般質問に対して行われたところであります。こういう経過があるわけであります。知事の答弁については、行政の長として非常に深いものでありまして、今の状況を受けるならば当然の答弁であり、私は評価するものでありまして。こうした段々の経過を受けて私は再度知事にお伺いいたします。行政責任について今後どのように対応なさるのか。

○上野議長 知事。

○三村知事 山内議員にお答えいたしたいと思えます。

県が果たすべき行政責任としては、一日も早く住民の不安を解消するよう不法投棄現場の原状回復に全力を挙げて取り組むとともに、県境不法投棄検証委員会から御提言のあった再発防止策のみならず、これまでのやり方をさらに精査の上、改めるべき点を整理し改善していくことであり、あわせて、検証委員会から御指摘のあった県の落ち度について具体的に責任を果たすことと考えております。検証委員会からは、県の落ち度として、行政調査を尽くさなかったこと、警察への情報提供、連携が不十分であったこと、廃棄物担当部局と他の部局との連携が不十分であったことについて御指摘があったところであります。県といたしましては、大量の不法投棄を結果的に見過ごし国内最大規模の不法投棄事案に発展させ、県民に不安を引き起こし県に対する県民の信頼を大きく損ねる結果となったことについて、処分を視野に入れながら具体的に検討を進めているところであります。私からは以上です。

○上野議長 山内君。

○山内(崇)議員 処分も視野に入れながらという非常に厳しい方針であると思えます。さきの定例会での知事の答弁を少し引用してみたいと思うんですけれども、「県の指導監督に落ち度があり、結果として全国最大級の不法投棄が行われることを防止できず、今現在も県民の皆様方に大変な不安と御迷惑をおかけしていることについて、県議会並びに県民の皆様方に心からおわびを申し上げる次第でございます」と明確に知事は言い切った。その答弁を受ける形で、今回は、信賞必罰といえますか、大変厳しい、処分も含めての対応を考えているということでございます。

私から意見を申し上げたいと思えます。まず、住民生活の安定あるいは安心というものを著しく脅かした、こういう点において県行政の責任は極めて重いと言わざるを得ません。そして、県の廃棄物行政への信頼も失われたわけであります。また、先ほど来お話していますように、県の財政の現状を考えると、この上少なく見積もっても県費で二百数十億というふうな負担が強いられていく、この現状は大変なものであります。プラスの出費という点では、我が県は、新幹線の建設ですとか、あるいはITERの誘致の問題、あるいは県民の生活に密着したインフラ整備、こういったものを今こそ前向きに進めなければいけない時期であります。そのときにこういうふうな状況を受けるといことは、知事にしてみれば大変な、まあ言葉に言い尽くせないような非常に厳しいそういう中での県政運営ということになるのではないのでしょうか。これまで県政、県を揺るがすそういうような事件が発生してまいりましたけれども、その都度責任の所在が不明確ではなかったか、私はそう指摘せざるを得ません。現場の職員の処分云々ということももちろんあるでしょう。しかし、私はあえて知事にここで申し上げたいのでありますけれども、それ以上に、県政として、上に立つ者の責任というもの、これこそ厳しく問われなければならないのではないのでしょうか。今、政治の責任は極めて重いと思う。ここで県民の信頼の回復のために政治がきちっと機能する、その先頭に知事が立ってほしい、県議会もそれを理解しバックアップしていくという私の決断であります。さて、隣の岩手県の方でも、既に内々、検証委員会による検証報告をもとにしながら、総務部等においてその責任の所在を明らかにするそういう対応が行われているようであります。繰り返しますけれども、県民の納得が得られるようなそういう対応が必要であると考えますので、その処分――単に職員を処分すればいいというものではございません。やはり、県政のありようといったものも含めてきちっと総括をして

いただきたい、この点についてはそのことを要望しておきたいと思います。

最後に伺いますけれども、八月七日の八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会の要望に対する知事の所感、及び原状回復を進めるに当たったの知事の御決意を再度お伺いいたします。

○上野議長 知事。

○三村知事 山内議員にお答えいたします。

去る八月七日に、馬淵川流域の関係十二市町村など計四十四団体で構成する八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会の皆様から県境不法投棄問題の早期解決について御要望をいただきました。この不法投棄が行われた現場は馬淵川の水系の上流部に位置しているため、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱す大きな問題となる事案であり、緊急の汚染拡散防止対策を含め、原状回復を早急に進める必要があると認識をいたしております。したがって、馬淵川流域住民の方々日々の生活の中でその影響について不安を抱かざるを得ないということは、私自身が馬淵川を水道水源として利用している地域の一住民として実感しているところであります。私は、水道水源や農林水産業に利用されている馬淵川水系が汚染されることは地域の住民の生活や健康を脅かすものであるとの思いやこれまでいただいたさまざまな御意見等も踏まえ熟慮を重ねてまいりました。その結果、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先し、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施することにいたしました。私としては、八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会の皆様に初め、これまでいただいたさまざまな御意見、御要望を十分心に受けとめ、住民の安心と安全の確保を第一義に、この事案の早期解決に向け、私自身が先頭に立って取り組んでまいります。その覚悟でございます。その思いをもちまして、八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会の皆様方にも先般のお答えをいたしました次第でございます。私からは以上でございます。

○上野議長 山内君。

○山内(崇)議員 知事就任後間もない期間でよくこの県政の最重要課題に取り組んで対応してこられたなあというのが私の感想でございます。きょうの全員協議会、これまでに全量撤去の方針を確立してきたということを私は評価したいと思います。そして、今後は速やかに実施計画の策定を行い、その上で九月の定例会にこの実施計画を報告し、速やかな原状回復に向けての取り組みを強めていってほしいと思います。私も自由民主党としても知事の取り組みを支えていきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。以上であります。

○上野議長 山内君の質疑を終わります。

午さんのため暫時休憩いたします。
午後零時五分休憩

午後一時十三分再開

○小比類巻副議長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑を続行いたします。山内正孝君の発言を許可いたします。——山内君。

○山内(正)議員 新政会の山内でございます。質問させていただきます。持ち時間が限られてございます。私も単刀直入にお伺いいたしますので、御答弁も簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

まず第一点でございますが、先ほど来行政責任のことが質疑されてございました。私も第一点目としてこのことをお伺いしたいと思います。一連の経過を見ますと、行政責任は極めて大きい、むしろ過失と言っても過言ではないというふうに私は思っている一人であります。そこで、環境省は特別措置法による実施計画の承認に当たって県の行政責任を明確にした上で決定すると伺っているわけでございますが、県はどのように行政責任をとるつもりなのか伺いたしたいと思います。特に、今までの経過を見ますと、県は落ち度があったということも認めてございまして、おわびもしている。

また、さきの質問者の質疑にもございましたが、岩手県側は、許可した青森県側に責任があるというふうなことも言ってございます。私は、先ほどの知事の御答弁で——部長でしたか、職員の処分も検討しているというふうなお話もございましたが、むしろ当時の行政のトップクラスの責任も避けられないのではないかなというふうに思います。このことも含めてお答えをいただきたい。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

県が果たすべき行政責任としては、一日も早く住民の不安を解消するよう不法投棄現場の原状回復に全力を挙げて取り組むとともに、検証委員会から御提言のあった再発防止策のみならず、これまでのやり方をさらに精査の上、改めるべき点を整理し改善していくことと考えております。既に御存じのことかと思えますけれども、不法投棄の撲滅県民会議も設置しておりまして、県警本部との連携も他部局との連携も強めておりまして、県民の皆様の協力を得ることとしております。なお、処分に関しましては山内崇議員に知事から答弁したとおりでございます。以上でございます。

〇小比類巻副議長 山内君。

〇山内(正)議員 先ほどの答弁の域を出ていないというふうに今感じました。これでは環境省が納得するのかなあ、あるいは県民も納得するのかなあというふうに私は思います。このことについては知事はどう思いますでしょうか。特に、今回の事案の——これはひとつ知事にお伺いしたいんですけども、一番の原因者はだれであって——これが一般の場合と違うと思うのは、無許可の、届け出なし、あるいは許可がされていない一般的な不法投棄と場合が違いますね。今回は、許可を受けた者が不法投棄を——そういう許可を受けた後で不法投棄が行われているという現状であります。それから、一番被害を受けたのはだれだとお考えか、知事、この二点をお答えいただけませんか。

〇小比類巻副議長 知事。

〇三村知事 原因者ということでしたら、やはり、最初お話ししました八戸の業者と埼玉の業者ということになると思っております。一番の被害者という問題になりますと、これはどういう観点からという形になるんでございましょうか、やはり税を支出するという観点からいけば青森県そのものということになるんでしょうが、地域的に考えれば馬淵川流域・水系全体が被害者という形かと思えます。

〇小比類巻副議長 山内君。

〇山内(正)議員 私は、一番被害を受けたのは県民だと思っています。先ほど来、これから二百数十億の県費の持ち出しが出てくる。これが財政をさらに圧迫する。そうしますと県民が望んでいるものがそのために抑制されてくる。そういう面も含めると、田子の町民も含めて県民ですから、私は一番被害を受けたのは県民だと思っています。それから、一番の原因者というんでしょうか、これは、先ほど私が申し上げました全くの不法投棄、許可を受けずにやった場合ならその原因者が一番だと思えますけれども、許可を出している以上、私は県にも相当のやはり責任があるというふうにとらえている一人であります。そのことも含めてこれから御検討いただきたい。

次の質問に入ります。実施計画の策定等原状回復に関する今後のスケジュールはどのようになっているのか。恐らく、環境省の方針が示された後実施計画を策定するということになろうかと思うんですが、その間当然、環境審議会に諮問し答申を受けていくことになろうかと思えますけれども、スケジュールの中で、今申し上げたことと年内着工の見通し、これらも含めてお答えをいただきたい。

〇小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

原状回復に向けた現時点でのスケジュールとしては、環境省が特別措置法に基づき、支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本方針の策定作業を進めておりまして、基本方針が策定され次第それに即して実施計画を策定し、県の環境審議会及び地元田子町の意見を聞き、環境大臣に協議をし、承認を得ることになります。その後、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に対して、今年度実施予定の浸出水処理施設の設置や有害廃棄物の一部撤去等の事業に係る補助申請を行い、補助決定後に事業に着手します。来年度以降は、浸出水処理施設を平成十六年度に建設し、平成十七年度の初めには試運転を行い、その後、遮水壁の設置工事に着手をし、平成十八年度の完成を予定しております。廃棄物の撤去については遮水壁の完成後に実施することになりますが、有害性の高い特別管理産業廃棄物に相当する廃棄物のうち撤去作業による周辺への拡散のおそれのない廃棄物については平成十五年度本年度から十八年度までに撤去し、残りの廃棄物については平成十九年度から撤去する予定となっております。今年度中にぜひ手をつけたいと思っております。以上でございます。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 わかりました。

それでは三点目の質問に入らせていただきます。新聞報道等では、知事は、できれば工事は年内にも——取りつけ道路等事前に必要な工事については本格作業前に進めたいというふうなお考えのようでございます。特に、青森県の場合、冬期間はなかなか工事が難しいということを考えますと、これは妥当な考え方だというふうに思うんですが、この工事に要する経費の予算措置はどういうふうになっているのか。というのは、処理量が決定しないと予算計上はできないというふうにも思いますし、この予算措置に関しまして今後県議会の全員協議会などを予定しているのか、このこともひとつお伺いしたいと思います。特に、先ほどの前任者の質問で、これから岩手県知事との協議もするということがございますので、その後予算計上前に議会の方に今のような形でのことを予定しているのか、このこともひとつお答えいただきたい。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

本年度の原状回復工事としては、浸出水の処理施設の建設や廃棄物の一部撤去を計画しておりまして、それに要する経費として約十八億六千万円を当初予算に計上しておりますが、事業費の精査等が必要な場合は補正予算で対応することも検討しております。次年度以降につきましても、原状回復工事に要する予算につきましては、各年度ごとに精査の上、各年度の当初予算に計上することとしております。また、必要があれば年度途中において補正予算を組むことも検討してまいります。したがって、原状回復工事に要する経費の予算措置に関しましては定例の県議会において御審議いただくことになるものと考えておりまして、このことについて県議会全員協議会などを開催することは今のところ予定してございません。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 わかりました。いずれにしても、処理量が決まらないと予算が決定できないということですから、今のようなお答えで進めるしかないのかなと私も思います。

次に、今までの一連の経過を見ますと、何か岩手県との連携がうまくいっていないなあというふうな気が私はいたします——うまくいっていないというよりは、十分な連絡がとれていないと。いつも、後手後手という言い方は失礼かもしれませんが、何か岩手県の方が先行していろんなことを決めてきている。ただ、量の多さやいろんなことがあるからと言われればそれまでですけども、しかし、同じ現場で隣接した現場でありますから、もう少し十分連携をとってもいいのではないかというふうな気がしておりますけれども、現在までの対応を見ますと、岩手県の方の考え方は遮

水壁なしの実施計画で国の承認を求めるような報道がなされております。そういう形で岩手県側の承認がおりた場合、本県ではどのように対応していくのか、また、その場合には環境モニタリングの強化を図る必要があると思うんですけれども、そのことについてお答えいただきたいと思います。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

両県の実施計画作成に向けて両県と国などによる連絡会議を開催しているところですが、環境省からは、現場を一体としてとらえ、両県で十分すり合わせをした上で実施計画を作成するよう指示があったところであります。したがって、国も入った協議の中で両県の汚染拡散防止対策の調整が図られるものと考えております。本県としては、万が一にも馬淵川水系に影響を及ぼすことのないよう岩手県に申し入れしてきておりますが、今後またさらに協議をすることとしております。いずれにいたしましても、岩手県側からの本県への影響については、調査地点を追加して環境モニタリングを強化することを検討しております。以上でございます。

〇小比類巻副議長 山内君。

〇山内(正)議員 ぜひ岩手県側にも遮水壁がつけられるようにひとつ頑張ってください。熊原川は、御存じのとおり、岩手県には飲料水として、あるいは、直接流れていかない、最終的には馬淵川に来ているということを考えますと、青森県側だけ遮水壁をつくってもこれではやはり不十分ということになると思いますので、ぜひともそこは強く働きかけをしていただきたい。

次に、先般、きのうおとといあたりまで台風十号による豪雨の被害が出ました。そこでお伺いしたいんですが、これからまだまだ台風シーズンでございます。台風などによる集中豪雨の場合、廃棄物の流出防止についてどのように対応するのか、これはもう差し迫った問題だと思っておりますので、このことについてお答えいただきたい。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

現場内の安全確認につきましては、日ごろから現場内のパトロールや点検を行いまして、台風や集中豪雨等により廃棄物や汚染土壌の流出のおそれがあるような箇所に対しては、木さくの設置や土のう積みなど事前に防止するための対策を講じることとしております。なお、庁内の関係課、環境管理事務所及び田子町との緊急連絡体制を強化しておりまして、住民の安全・安心の確保に万全を期して取り組んでまいりたいと思っております。

〇小比類巻副議長 山内君。

〇山内(正)議員 万全を期していただかなきゃならないのは当然ですけれども、一たん馬淵川に入りますと、これはもう知事も御承知だと思いますけれども、知事の地元もそうですが、十一市町村の三十四万人の六割があの水を飲料水としているので、一たんそれが基準値を上回ってからは大変なことになる。ですから、これはくれぐれも、まあ万全を期すということですから、どんな災害に対しても万全を期していただくその対策をきちっとしていただきたい、このことだけは申し上げておきます。

そして次の質問であります。知事は百石の町長をお務めになりました。百石の町長は八戸圏域水道企業団議会の議員であります。そしてまた、知事はその後、知事になるつい直前まで衆議院議員をお務めになってという経緯をとっていらっしゃいますが、私は以前から馬淵川水系への汚染拡散の可能性を御存じだったのではないかなというふうに思っておりますが、今申し上げた町長時代、あるいは代議士在任中にこの汚染防止等について国、県へどのような要請をしてきたのか、このことをお伺いしたいと思います。

〇小比類巻副議長 知事。

〇三村知事 山内正孝議員にお答えいたします。

この不法投棄が行われた現場は馬淵川水系の上流部に位置いたしておりますので、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱す大きな問題となる事案であり、緊急の汚染拡散防止対策を含め、原状回復を早急に進める必要があるものと考えておりました。と申しますのは、私自身、奥入瀬川の場合なんですけれども、一番最下流の町の町長でございましたから、洪水のとき等を含め、常にいろんなものが上から流れてくるのが身にしみておりました。流れてきたものが海岸に漂着してそれを撤去しなければいけないとか、発泡スチロールであるとかビニールの関係であるとか、そういう経験があったわけでございますが、町長時代においては、もう十数年前でございますから、さすがにこの問題については認識は薄かったというか、なかったわけでございますが、国会議員になりましてこの問題等を伺いました。国の財政支援による不法投棄問題の早期解決を図るためのこの新しい制度づくりということ、鈴木環境大臣でございますから比較的存じ上げている大臣でございましたので、個別に何度も働きかけた、お願いしたという経緯はございますし——この問題については、比較的に、あくまでも個別の立場でございますが、鈴木大臣にお願いしたという経緯はございます。

〇小比類巻副議長 山内君。

〇山内(正)議員 実は去年の八月十三日に、八戸市長を先頭に、先ほど出た八戸の対策連絡会のメンバーで、環境大臣———当時は大木大臣でしたが、行って陳情してまいりましたが、その一員に水道企業団の議長という立場で私も加わりまして、それから二戸の市長さんも一緒に行っていたいただいて要請をし、県内からは田名部、大島両国会議員が同行してくださいました。その後、岩手県選出の国会議員、青森県選出の国会議員のところを回りました。それで、当時の三村代議士のところへお伺いしましたら、どこかでお仕事だったんでしょ、今の三村正太郎町長が留守番ではないんですがおられまして、出かけています、伝えておきますということだったもんですから、できればあいうときには———先ほどの認識で言うと下流が大変だと。それであれば、何をしてもとまでは言いませんが、事前をお願いはしてあるわけですから、できれば同行していただきたかったというふうな気が今しております。知事になってから今一生懸命やっているのは認めます。ただ、国会議員というのは、やはり発言力も大きいし、いろんな意味での影響力もございます。その立場のときに———先ほど知事は鈴木大臣に一生懸命要請してきたと。その以前からわかっているわけですから、私はやはり前からやってきていただくべきだったのではないかとことを思っているところでありますが、その当時は余り認識はなかったのか、そのことをひとつお答えください。

〇小比類巻副議長 知事。

〇三村知事 大きな観点の認識がなかったかどうかということになりますと、恐縮です、認識をいたしておりましたわけでございますから、その当時環境委員長でありました、本来この席で申し上げるのはなんでございますが、父であります三村輝文県議に対しまして、おやじ、これは大変だよということで、まあ、正直申し上げますと、県の出先にも自分自身出向いておりますし、一応立場上二区という観点もございましたので、その部分につきましては、県議会議員であります父に対応をしたという経緯もございます。正直に申し上げます。

〇小比類巻副議長 山内正孝君。

〇山内(正)議員 それはそれぞれの立場でやっていただいたのかなという気はいたします。ただ、これは本当に、いつ流れ出すか、いつ汚染されるかという危険の中で、先ほど申しました圏域三十四万人の六割ですから二十万人を超える———上北郡も三町入っていますからね。そういう中でずっときているもんですから、現場の電気伝導度が上がってきている、汚染が進んでいる———まだ基準値以下の水質できているのは承知しておりますけれども、いつ超えるかわからない。そのような中で、私は、まあ済んだことですからこれ以上は申しませんが、国会議員としてのアクションがもっとあってもよかったんじゃないかというふうな気がいたしてございます。その分を取り返そうとして今頑張っているのかもわからないというふうな気もいたします。

次に入らせていただきます。原状回復について報告書を見ますと、廃棄物等は全量撤去を基本としているが、再利用もするというふうな表現になってございます。これを読みますと、再利用ということは部分撤去というふうになると思うんですが、このことは、先ほど来いろいろ質疑を聞いていても、何というんですかね、基本という言葉が微妙にあるために、現実問題、廃棄物は全量撤去なんだけれども再利用しながらやっていくというふうな形なもので、どう受けとめればいいのか、もう少しこれをきちっとした形でお答えいただきたい。こんなようなことだったら、初めから再利用しますということを——再利用があるわけですから部分撤去をしますと言う方がよりわかりやすいのかなというふうな気がしないでもないんですが、このことについてひとつお答えいただきたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

不法投棄現場の原状回復につきましては、馬淵川水系の環境保全を目的とし汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えております。そのために廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本としたところです。撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、再利用できるものについては、今後原状回復対策推進協議会などで十分に協議しながら、住民の理解を得た上で現地で再利用したいと考えているものであります。以上でございます。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 今の御答弁ですとやっぱり再利用が目立つんですね、どうしても。そうしますと、私が受けとめるには、部分撤去というふうな受けとめ方をせざるを得ません。その中で、じゃ、再利用をして現地に残すものも出てくると。しかし、それは、受けとめ方によっては風評被害のもとになる可能性もある。風評被害というのは、幾ら我々がこういふふうにしてやりましたよと言っても、いや、あそこは危ないんだと言われればそれが風評被害です。そういう可能性があると思うんですが、このことについてはどのようにお考えですか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 全量撤去というふうなことが基本でありますので、廃棄物及び汚染土壌のうち、原状回復対策推進協議会などにおいて協議をして住民の方々の御理解が得られた場合に限っては現地で再利用したいと考えているものでございますので、風評被害等は考えられないのではないかなというふうにとらえております。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 行う方ができるだけそれで納得してもらえればというふうに思うのは当然です。ただ、受けとめる方はそう受けとめない方々もいますし、この産地間競争が激しい時代に、そういう風評——それこそ、あそこには残っているんだということにならないように、これはひとつその辺も含めて十分配慮しながら進めていただきたい。原状回復ということはもとに戻すということですから、知事の大好きなリセットという言葉だと私は思うんですね、もとに戻すんですから。まあ、その周辺と同等な状態ということですからけれども、その同等というのは、もともとの自然のところというのは、そういうのが持ち込まれ、基準以下になった、だから同等なんだというのはそれで果たして同等と言えるのか、私はその辺のこともちょっと疑問に思っている一人であります。いろんな化学物質をある程度基準以下にした、ただしそれには自然界にないものが入っている、それを同等と言えるのかどうか、そんな気もいたしていますので、その辺のことも含めてひとつ——これは答えると言う方が難しいと思いますので、ここはいいです。ただ、風評被害対策だけはひとつきちっとしていただきたい。

次の質問に入ります。廃棄物を撤去した後の現地の利用計画はどのようになっているのか、田子町の要望はあるのかどうか、また、県ではどのように考えているのかお答えいただきたい。

○小比類巻副議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

廃棄物などを撤去した後の跡地利用につきましては、原状回復対策推進協議会で協議をすることとしておりまして、また、現場を一体としてとらえ、両県の協議会を合同で開催して協議すべきものとも考えております。さらには、地元の意向は十分に聞きながら検討していくべきことと考えております。

○小比類巻副議長 山内正孝君。

○山内(正)議員 わかりました。

次にもう一つは、遮水壁をつくってこれから作業に入るわけですがそれでも、その撤去完了後の遮水壁はどのようにするのか、この取り扱いについてお答えいただきたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

廃棄物の撤去完了後も、浸出水処理施設に集められた浸出水が排水基準等以下になるまで水処理を継続していく必要があります。汚染拡散のおそれなくなった後は、環境再生を図る上で景観等に十分配慮するとともに、環境再生方策との整合を図る必要があることから、そのことに関しましては田子町と十分協議を行っていくこととなります。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 今、撤去の話を申し上げました。今のこの計画の中に、例えば撤去をすとかしないとか、これらについての予算は全然組み込んでいない、現時点では入っていないわけですね。考えていないということでしょうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 水処理施設の遮水壁等につきましては入ってございません。――申しわけありません。水処理施設を撤去する際の費用は入ってございません。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 きょうの午前中に、最大四百四十億あるいはいろいろな金額が出てまいりました。そうしますと、もしかするとそのほかにこれからこういうことにもかかる可能性はあるというふうにとめていいわけですね。わかりました。

あと、この遮水壁ですがけれども、これは何年ぐらいもつものなんでしょうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 ソイルセメントやコンクリートを使用することから三十年以上の耐用年数というふうにとらえております。以上でございます。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 わかりました。

あと一つは、先ほど午前中も出ましたけれども、いわゆる措置命令を排出事業者六社に出して四社が八月七日に作業を行ったと。該当するのは一万六百社程度あると。まあ全部がやるかどうかはわかりませんが、これから可能な限り進めていくことになろうかと思うんです。テレビに映っていたのを見ますと、排出業者がそこから掘り起こして持っていつている。そうすると今度、県の実際の撤去作業が始まった場合、この作業とどのように整合性をとりながら行っていくのか、このことをお答えいただきたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

県では今年度から本格的に代執行として原状回復事業に着手することとしております。一方、排出事業者の責任追及につきましても、廃棄物処理法違反が認められた排出事業者に対して順次措置命令を行うこととしていることから、不法投棄現場において原状回復事業と措置命令に係る排出事業者の廃棄物の撤去作業が同時並行的に行われることが想定されます。したがって、今後は、排出事業者の撤去作業により原状回復事業に支障が生じ、または生ずるおそれがないよう十分に調整を図ってまいりたいと思っております。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 現実問題として調整を図るというのはわかるんですが、例えば現場でそのまま運び出すとすれば、これは相当ないろんな危険性もはらんでくるというふうに受けとめられるんですよ。例えば金額でいろんな調整をすとかというのならわかります。現場でそういう作業となると、これは現実問題として果たして可能なのかなという気がするんですが、もう一度そのことについてお答えいただきたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 排出事業者の作業に関しましては、そこと協議をいたしまして——日程とか場所とかを協議して行うわけでございますので、現時点で行われる原状回復事業とは絡まないような形で調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 そんなに簡単に調整がつくものでしょうか、そういう排出するのが。排出するに当たっては、汚染拡散を防止しながらやるとか、それから県の作業の邪魔にならないような形にするとかいろんなケースが考えられると思うんですが、それを思うとどうも……。それから、県で作業が始まった場合に一日どれだけの量を運び出すとかという話がありましたけれども、それらとの整合性を考えるとそんなに簡単にいくものかなあという気は私はいたします。でも、そちらの担当の方で可能だというのであればそれでやっていたくしかないので、ただ、いずれにしても、支障なり問題が起きないようにしてやっていただかなければならないということで、そのことについてはひとつ十分配慮して行っていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

最後に、検討していただく要望として申し上げたいと思います。原状回復推進協議会の設置要綱をいただいて見せていただいておりますが、委員の名簿の中に八戸工業大学の方が入っていない。というのは、なぜこんなことを申し上げますかというと、ことしから文部科学省の補助を受けて県境不法投棄廃棄物の処理技術の研究開発プロジェクトを工業大学が立ち上げております。そういう意味から、県が設置したこの推進協議会のメンバーに加えていただくことを御検討していただきたいというふうには私は思うんですが、これは要望の方がいいのか、お答えいただけるのであれば——これは任期は二年だそうですから、設置して今はもう無理なのであればその次からでもということなんですが、考え方をひとつお答えいただければと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 議員のお話の件は、委員のメンバーとしてというよりも、いろんな形で——オブザーバーというふうな形もありますし、どういうふうな形で入っていただくのがよろしいかというふうなことをこの後検討してまいりたいと思っております。

○小比類巻副議長 山内君。

○山内(正)議員 現地浄化する技術、あるいは、施設として、あおりエコタウンプランの中心的な処理施設で八戸に立地している大平洋金属の溶融施設ですか、これは何か面倒な名前なんですけれども、パラ・エコ・リサイクリングシステムというのがあるそうですけれども、これらの技術を活用することができないのかどうか。これは現地に建設して処理を行うものらしいんですけれども、これは、午前中の答弁の中では、現地処理というか、要するに県内処理、県内の施設で大体賄うというふうなお話でしたけれども、現実問題として現在のそういう県内の施設で本当に可能なのかどうか。そうでなければほかの県にも頼むというふうな話ですけれども、現状で試算した場合、処理能力は県内の施設で可能なのかどうか、このことをひとつお答えいただけませんか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 御指摘の件は、特管(特別管理産業廃棄物)と普通の産廃とを分けた形で調整しますと、今のところ県内で可能だととらえておりますが、もし可能でない場合はまたその後検討してまいりたいと思っております。

○小比類巻副議長 山内正孝君。

○山内(正)議員 私の質問はこれで終わらせていただきたいと思いますが、現時点でわからないことが多過ぎる。例えば、どれだけの量が実際本当にあるのか、マックス六十七万ですかという話は出ていますけれども、岩手の場合も現実に掘ってみたら大分ふえたと、そういうこともあり得ると思います。そういう中での作業ですから、いろいろ変更もあろうと思います。ただ、排出違反業者はこれから厳しく追及していくというふうなお話でございました。追及する以上、行政責任についても、県民が、あるいは環境省がそれできちっと納得できるようなことをひとつ肝に銘じていただきたい、このことを申し上げて次に譲らせていただきます。ありがとうございました。

○小比類巻副議長 松尾和彦君の発言を許可いたします。——松尾君。

○松尾議員 新政会の松尾でございます。選挙は弱いんですが非常に上がりやすいたちですので、ひとつどうぞよろしくお願いを申し上げます。

三村知事の今の県境産業廃棄物の新プランは全量撤去を基本にするということで新聞等にも出ております。これを見ておまして、私の町の三戸町——田子町の隣の町でございますが、私たちの地域では、これは一体どうということなのか、どういう考えで今まで部分撤去の方に進んでいったような旨があるのが全量撤去になったのか、これが非常に心配でございます。そこで、原状回復の方法の説明に用いた廃棄物の搬出量及び交通量の積算根拠を伺いたいということで考えておりましたが、先ほど越前議員さん、そして山内議員さんの質問の中にそのことがありましたので、それは割愛させていただき、主として確認だけをいたしたいと思っております。年間二百十五日の稼働日数で搬出量が一日四百四十六立方メートル、そして車の台数は九十台ということでおむねよろしいのかどうかお伺いをしたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 そのとおりでございます。

○小比類巻副議長 松尾君。

○松尾議員 これは、前まで三パターンのプランがありましたが、要は、その中の、進めるのが一番困難であると言われていた全量撤去のパターンとほとんど同じでございます。これは、いわゆる搬出量、そして経済的な面、そして周辺に与える環境等の問題もあって非常に難しいという話を聞いておりましたが、これが実際どういうことにメリットがあって全量撤去の方に方針を変えられたのか、知事さんのお考えを聞きたいと思います。

○小比類巻副議長 知事。

○三村知事 地域住民の皆様方、そしてまた先般の県議会での議員先生方の県民の代表としてのお話——水系全体としての安全・安心というものをきちんと確立するというところでございます。先ほど来、一言補っておきたいと思っているんですが、基本的に、本当に全量撤去すべきであるという方針でございます。ただ、現実に進んでいく中において、御存じのとおり最初はパーク堆肥等で始まっていた事案でございますから、表土等々に使っていいんじゃないかとかもし地元の方からの御意向とかが出たときのこととも考えまして、可能な部分についてという含みを持たせての発言をさせていただいておりましたが、基本的に、八戸の市長さんを初めとしての協議会もそうでございますが、これまでいただいた全体の意見としての御意向を承り、県民、県民の代表である議員先生の皆様方の御意向もあり、県民としての多くの総意はこの部分にあるという形において今回御提案をさせていただきました。

○小比類巻副議長 松尾君。

○松尾議員 再利用ということで、今パーク堆肥という話がちょっと出ましたけれども、なぜそのパーク堆肥がそこに野積みになってしまったのかという、最初に申請を出して、その後、利用する場合に、環境基準の数値のところでは有機性のものですとかそういうものが検出されて結局使えなかった、そういうことがございます。ですので、再利用と申しましても、これがうまく進むものかどうか非常に関心を持っているところでございます。

続きまして、新聞等では、岩手県の産業廃棄物を処理するに当たって岩手県内だけでは処理が難しいのではないかと、それで本県に対してもそれを要望するかもしれないというようなことがございましたが、先ほどから処理量のことです。これぐらい県内で処理できるんだということが一言も示されておりませんが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

岩手県からは青森県内で処理することについての説明は今までございません。また、本県が特別措置法が適用される期間内で処理を完了するためには、現在の本県の既存処理業者の受け入れ能力では岩手県分の廃棄物を処理する余裕はないと考えております。

○小比類巻副議長 松尾君。

○松尾議員 そこで改めてお聞きしたいのですが、県内で特管のものを処理する施設というのはどこどこにあるのでしょうか、そして、その処理量というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

県内では現在八戸市と青森市にございますが、業者名は差し控えさせていただきたいと思います。トン量も差し控えさせていただきたいと思います。——失礼いたしました。特管相当の廃棄物の処理能力は、一日当たり合わせて約四、百、トン(後刻約五、百、五、十、トンに訂正)ということでございます。

○小比類巻副議長 松尾君。

○松尾議員 ただいま、一日に四百トンということございました。先ほどからの質問の中で、今のところ一日に搬出していく量は、四百六十六トンですか四百六十二トンですかの量をこれから搬出していかなければいけません、そうすると、青森県だけでできない、そして岩手県だけでもできないということで、秋田も含めて三県での協議というものこれから必要になってくるのではないかと思います、そのことは、時間がありませんので後でさせていただきたいと思っております。

それとまた、そういうことになってきますと、青森市の場合ですと現地から大体百三十キロとか百四十キロという長い行程になります。八戸の場合でも約七十キロ相当になると思っております。これだけの長い距離を運搬して、交通の問題ですとか道路の維持の問題ですとか、また、周辺道路の付近にはたくさんの方が住んでおりますし、そのすぐそばにまた田畑もありますので、それに対する影響というのも非常に大きくなると思っております。そういうことを考え合わせてみましても、できるだけ地元の意向をくんでいただいて、地域住民や県民の信頼につなげていくために、これから計画を策定する中でしっかりと具体的数字を出していただきたいと思っております。そしてまた、これが方針だけで具体的数字が実際示されないで進んでしまうようなことになれば、県議会の行政に対するチェック機能というものが非常に疑問視されることになるのではないかと、そういうふうにご心配しているところでございます。

最後になりますが、三村知事には、県議会の意見、そして地元の提案等に十分配慮していただいて事業に当たっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で質問を終わります。

○小比類巻副議長 伊吹信一君の発言を許可いたします。

○伊吹議員 公明・健政会の伊吹信一でございます。重複するところは割愛しながら質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、全量撤去の概念について一度確認をしたいと思っております。これまで再三再四、議員の間でも、全量なのか部分なのかということで意見の受けとめ方が若干違うようですので、確認の意味で改めてお伺いしたいと思います。知事が提案されているこの文案のとおり、私はそのまま読むべきだと考えております。そういう面で、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本ということでございますので、そのまま、全量撤去を基本という考え方でよろしいですね、どうでしょうか。

○小比類巻副議長 知事。

○三村知事 基本はそのとおりでございます。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 今明らかな御答弁がございましたので、この御答弁を基本としながらこれから質問をさせていただきたいと思っております。

再利用できるものについては現地で再利用することも表明されております。それでは、再利用できるものときかないものをどのように分別していくのか、仕分けをしていくのか、この作業の基準及び作業工程といったようなものはどのようになるのか、また、その作業を行うための施設というものが現地に建設されるのかどうなのか、その施設は特措法の対象となり得るのかどうなのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○小比類巻副議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

再利用できるものとそうでないものをどのように分別するのかということですが、このことについては住民の理解を得ることですが、例えば、人の健康保護・生活環境保全上の目標値である土壤環境基準を満たす汚泥は、一般的には、埋め戻しや盛り土材、土壤改良材や有機質肥料としてリサイクルされているものです。そのような汚泥や土壤環境基準を満たす堆肥様物など、最終的に土壤に還元される性質のものが協議の対象と想定されます。

二つ目ですが、再利用するものの分別作業を行うための施設ということでしたが、施設の建設につきましては、再利用するものの種類、形状など、またその作業内容など状況に応じて判断することになると考えております。

三つ目は、特別措置法の対象となるのかということでしたが、今後施設設置等の必要が生じた時点で、分別のためのその施設というのは環境省と協議をしてみたいと思っています。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 この作業の進め方、いわゆる技術的な内容によっても大分これは変わるんだろうと思いますが、まあ量はもちろん若干違うわけですが、青森、岩手県境と同レベルの内容をもって今作業を進めている豊島の事例を見てまいりました。あの事例と比較して考えてみても、この県境の膨大な投棄現場を考えますと、一度にあれに手をつけるというわけにはなかなかいかないかと思えます。そうしたときに、その地域をある程度ブロックに分けて、手をつけられるところから順次手をつけていくというようなこともあろうかと思うんですけども、この点についてはそうした考え方はお持ちでしょうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えいたします。

撤去作業はブロックに分けて行うのかということですが、平成十五年度から十八年度で撤去する廃棄物は、周辺に汚染を拡散するおそれのない場所にあるものをまず撤去いたします。平成十九年度以降の本格的な撤去作業ですが、現在検討しているのは、現地を一ヘクタールのブロックに分けて、ブロックごとに順次撤去を行っていくというものであります。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 大変ありがとうございます。わかりやすい御答弁で大変すばらしいと思います。

それでは、ブロックごとに順次作業を進めていくということですが、再利用できるものはどれなのか、再利用できないのかできないのかということ、地元の方々との話し合い、御理解をいただいた上で作業を進めていくというのが知事のお考えのようです。それでは、これから作業を進めていくに当たってさまざまな課題があるかと思えます。地元の方々との意見調整も必要だと思えます。そうした調整窓口というか、方針を決定づける大事な場面というのは原状回復対策推進協議会であるというふうに認識してよろしいですかどうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 そのとおりでございます。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 これまでの経緯を見ておきますと、地元住民の方々と県との意思疎通というのが、残念ながらちよとそ

のまま通っていなかった部分もあろうかと思えます。そういう面では、今御答弁があった対策推進協議会を窓口として、そこできちっとやっていくというのであれば、それを軸としながら、どうかぶれないで、自信を持って推進をしていただきたいと思えます。

続いて、経費及び県の経費負担について若干お伺いしたいと思います。今回、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、いわゆる特措法が成立いたしました。経費として認めるものは具体的にどのようなものになるのか、また、今、地元の田子町住民から一部要望が出てきております地元への処理施設の建設費用というものはその特措法の適用範囲になるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 前段のお答えをいたします。

前段の、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が経費として認めるものというのは、廃棄物処理法の平成九年改正法施行前に不適正処理された産業廃棄物でありまして、生活環境保全上の支障の除去または発生の防止のために県みずからが実施する事業で、かつ実施計画に基づいて行われるものが対象となるものであります。したがって、具体的な対象は実施計画についての国との協議の過程で明らかになってくるものと考えておりますが、これまでの環境省の説明では、土壤環境基準を超える廃棄物及び土壤、並びに医療系廃棄物の撤去、汚染拡散防止壁、水処理施設、それから表面遮水工等については対象となるということでございます。また、現地に求めている処理施設のことに関しましては、国からは特別措置法の対象にはならないとの回答を得ております。以上でございます。

〇小比類巻副議長 伊吹信一君。

〇伊吹議員 午前中からの質疑の中で、県として特措法申請に当たって四百四十億相当の数字を示されておりますけれども、そうしますとこの四百四十億相当にはこの処理施設の建設費は含まないということかと思えます。これまでの地元の御意見を尊重するという県の立場もございまして、今までずっと午前中から出てきている問題点も整理しながら、これは私は一般質問でも申し述べたことですが、課題は何なのか、地元で要望していることに対しては現実的にこういうことがネックになるんだ、これができてこれができないんだということをいま一度早急に整理をした上で、この対策推進協議会の場で明らかにして、地元とのすり合わせをしなければ特措法の申請手続き自体がおくれをとることになると思えますけれども、この点はいかがでございましょうか。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 ただいま議員から御指摘がありました施設についての課題等につきましては、早急に整理をしながら田子町とのすり合わせをしまいたいと思えますし、また、そのほかのことにつきましても、窓口を一本にしながら、できるだけ早い形で今年度中に工事に入れるように進めてまいりたいと思っております。

〇小比類巻副議長 伊吹君。

〇伊吹議員 再三再四申し上げますけれども、地元が何を望んでいるのか、それはやっぱり適正な情報の提供だと思えます。県と国と地元とが同じ情報のもとで、先ほど来お話が出ている岩手県も含めながら、一つの同じ現場なんだという考え方のもとに、情報を適正に協議しながら、これはできる、できないという同じ土壤で、同じ場で話し合っていく、こうしたことが求められていると思えますので、ぜひこれについては、一般質問でも要望させていただきましたけれども、再度、早急に、この課題というものを推進協議会で明らかにして、地元の方にも御理解をいただく努力というのはぜひとも必要だと思いますので、この点よろしくお伺いしたいと思います。

それでは次に原状回復方法について触れたいと思えます。今、四百四十億という巨額のお金が必要とされる事案でございます。不法投棄現場の原状回復のためにこれだけの経費が注ぎ込まれるわけです。大事な点ですので、

いま一度これは確認をしておきたいんですけども、これから処理、原状回復される県境の土地の所有権は個人なのか県なのか、その辺いかがでございますか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

本県側の不法投棄の現場は個人でございますが、現在のところ所有者より本県に寄附したいとの意向が示されておりますので、現在協議を進めているというところでございます。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 これは非常に大事な問題だと思います。これだけの巨額のお金がつぎ込まれるわけです。これだけのお金がつぎ込まれるわけですから、だれしも、当然これは県の所有権になっているだろう、その上で進むだろうというふうに考えるのが一般的だと思いますが、今の御答弁ですと、これは県に譲渡される——移転なのか、譲渡でよろしいんですか、どうですか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 そのとおりでございます。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 大変失礼いたしました。現在の所有者より本県に寄附したいとの意向が示されております。申しわけございません。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 そうしますと、寄附ということは、県として所有権の移転——移譲と言ったらいいんでしょうか、に当たって、県から多額の出費が発生するということは特にございませぬ、どうですか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 土地の寄附を受けた場合、所有権移転手続に際し県の出費は発生するのかということでございましたけれども、土地の寄附を受けた場合は、当然に無償譲渡でありまして、土地の買収費は要しないものであります。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 それでは次に移りたいと思います。

原状回復の実施に伴い水系保全・民生安定対策等の総合的な検討を行うということを表明しておりますけれども、ある意味でいけば、これは負の遺産、マイナスのイメージを伴って、今、負の遺産として抱え込んでいるさまざまな事例でございますけれども、この原状回復策を模索する中で、県として各部局横断型の検討を重ねていくということでございますので、できれば新たな事業創出というものもあわせて検討すべきではないのか。例えば、地理的な特性も勘案しながら、いろんな事業——特に馬淵川の水系保全ということを盛んに言われていますので、そういうことも含めたダム事業といいますか、特措法とは別に新たに国に働きかけて、県に対してお金を持ってこられるものがないのかどうなのか、こうしたことも含めて検討すべきではないかと思っておりますけれども、この点について県のお考えをお聞かせく

ださい。

○小比類巻副議長 中島政策審議監。

○中島政策審議監 先ほど知事の方からお答えいたしましたが、今回推進本部というふうなものを検討してございまして、関係部局が一体となった取り組みをするということが極めて必要だと思っております。このため、原状回復の実施等に伴い必要となる水系保全対策、遮水壁の設置工事や、廃棄物等の搬出作業に伴って発生する工事用車両にかかわる交通安全対策などの必要な対策に庁内関係部局がそれぞれの役割のもとで連携して取り組んでいくということでございます。今お話しのご個別の事業につきましては、今後そういう具体的な対策を進めていく上で必要に応じて検討されていくものと考えております。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 負からプラスのものをぜひ生み出す方向で、地元田子町のためにも何か新しいものを将来にわたってぜひ検討していただきたいと考えます。

次に、不法投棄現場が周辺の環境基準と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するとしておりますけれども、この汚染土壌の調査方法というものはどのように考えているのか。例えば、上にあるパーク堆等を撤去する中で、下の方に土壌というものがあるわけですが、そうしたものの土壌調査というものはどのように考えているのか。また、調査に当たって適用されるここで言う環境基準というのは、土壌環境基準、いわゆる環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による基準のことを指すということによろしいかどうか、その点の確認もあわせてお願いしたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 前段の汚染土壌の調査方法についてでございますが、原状回復後の現場の土壌と現場周辺の土壌が同等となっているかを調査するためには、それぞれの土壌を分析調査することにより比較評価できるものというふうに考えております。

それから後段の方は土壌環境基準のことでございますが、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等になるよう原状回復対策を講じることとしていることから、原状回復の目標は土壌環境基準で評価することとなります。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 土のことを今聞きました。それでは次に水のことをお伺いします。基本方針に盛り込まれております、馬淵川水系の環境保全を目的とした汚染拡散防止を最優先するための対策というのは具体的にどういうことが考えられますでしょうか、よろしくお伺いします。

○小比類巻副議長 知事。

○三村知事 けさほど来何度も話をしているんですが、不法投棄が行われました現場は馬淵川水系の上流部に位置しております。万が一現場から汚染が拡散すれば、流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱す大きな問題となる事案であるということを申しているわけでございます。したがって、原状回復対策工事の実施に当たっては、水処理施設の整備や遮水壁の設置によりまして万全な汚染拡散防止対策を講じた上で撤去等の作業を進めるといふうにけさほど来申し上げておるわけでございます。具体的な汚染拡散防止対策の進め方といたしましては、平成十五年度から十六年度に水処理施設を建設し、平成十七年度の初めにはその試運転を行って、その後平成十八年度末までに遮水壁を完成させる予定としております。また、水処理施設が稼働するまでの間が問題になるわけですが、仮設の浄化プラントを設置いたしまして、懸濁物質の除去を行い、現場からの汚染水の浄

化を図ることといたしております。

〇小比類巻副議長 伊吹君。

〇伊吹議員 やはりどうしても時間のかかる話かと思いますが、今、簡易水処理施設というお話もありましたが、早急に御検討、また対策を講じられるようお願いしたいと思います。

こうした水、土のこともお伺いしました。これは相矛盾する話かもしれませんが、馬淵川の水系保全ということに対して住民の方々もこれだけ心配され、今、注目されております。そうした意味では、環境モニタリングをこれまで以上に強化すべきであるというふうに考えます。特に、地域住民の水道水源であります、また、農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境保全のため、熊原川やその支流の杉倉川なども含めた汚染が懸念される箇所での水質調査を行い、水質モニタリングを徹底、強化すべきであると考えますが、この点いま一度確認をしたいと思います。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

県では現在、現場周辺の沢水、湧水等を五カ所、現場内で六カ所、計十一カ所において水質モニタリングを実施しておりますが、原状回復を進めるに当たっての工事に伴う環境への影響を把握するために、今後水質モニタリング地点をふやして監視を強化することを検討しております。また、新たに大気環境についても、場内及び周辺の二地点で生活環境への影響を監視することも検討しております。県としては、今後も、周辺環境への汚染拡散の監視のために定期的に調査を実施し、その結果をその都度公表することにしておりまして、地域の方々の安心感を確保していきたいと考えております。以上でございます。

〇小比類巻副議長 伊吹君。

〇伊吹議員 水、土を確認させていただきました。私も公明党もこれまで何度となく、国会議員団を含めて現場視察に足を運ばせていただきました。現場を見ますと、まだまだ異臭が立ち込めているそういう現場もございます。そういう意味で申しますと、大気のモニタリングというものも必要なのではないかと。現場を見ますと、調査するのにボーリングした場所、地点だと思いますけれども、そこから異臭が立ち込める、それを抑えるためにふたをしているという現場も見えてまいりました。そういう面でも、できれば大気モニタリングということも検討すべきではないかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お話をいただきました大気につきましても、これまではやっておりますので、新たに大気環境につきましても、場内や周辺の地点で生活環境への影響を監視するというふうなことを検討してまいります。

〇小比類巻副議長 伊吹君。

〇伊吹議員 地域周辺住民の健康はもとより、これからその現場で作業されるであろう作業員の方々の健康面のことを考えてもぜひともこの大気モニタリングは実施していただきたいというふうに考えます。

あわせて、次に、不法投棄現場からの撤去後の処分方法及び処分先についてお伺いしたいと思います。先ほど来、県内処理施設での処理を基本とするという考えが示されておりますけれども、地元住民が意見書の中で求めております現地またはその周辺への処理施設を建設するのかどうか、既存の施設での処分だけで対応するのかどうか、この辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 原状回復につきまして、県では従前より廃棄物の処理について自区内処理を原則として対応しております。したがって、不法投棄現場の原状回復に当たってもまず県内の施設で処理するというふうなことを基本として考えております。去る八月五日に田子町から住民の総意として意見書が提出されました。県としては、このことに関しましては、まず、特措法の期限である十年間という限られた期間内で有効な対策となるのかどうか、二つ目は、建設場所は確保できるのか、またその周辺住民の合意は得られるのか、三つ目は、現地処理施設の稼働が農畜産物への風評被害の原因とはならないかどうか、四つ目は、施設の規模や性能はどのように設定するのか、またその費用はどうなるのか、五つ目は、建設及び運営に係る事業主体をどうするのか、などを課題として考えておまして、これでもできるだけ早い時期にその検討結果を田子町に示してまいりたいと考えております。

○小比類巻副議長 伊吹信一君。

○伊吹議員 この問題というのは、先ほどお話が出ておりましたいわゆる撤去後の土地の利活用という問題とも関係が出てくるかとも思います。私は先般公明党県議団として、岩手、また香川の調査チームと一緒に、豊島の施設———今月竣工、試運転をしております直島に建設されました環境センター中間処理施設を見てまいりましたけれども、莫大な、本当に大規模なプラントです。一日当たり百トン処理する能力の回転式表面溶融炉というのが二基、それと一日二十四トン処理するロータリーキルン炉というものを一基、これが、建築面積二千五百十坪、延べ床面積五千五十坪に六階建てで建設されている。しかも、これを建てる時に、まず先に溶融炉を設置して、その後に建屋を建てるという大きな事業でございます。あの田子町の現場を見たときに、本当にこういうものをここに建てることができるんだろうかということで、正直なところ私も非常に思い悩んだところでございます。ただ、地元の住民としては、その後の雇用の問題とかさまざまな点を考慮されて意見書として中間処理施設の要望を出してこられているんだろうと思いますので、そういう面で、先ほど来ずっとお聞きしておりますけれども、いわゆる特措法の対象となるのかならないのか、ならいんであればどこから金を持ってくるのかということも、先ほど申し上げたとおり、県は今こういう課題を抱えているんだ、こういう現状なんだということを精査して、こうしたことが本当に現実的なのかどうかということも含めて地元の方に県の意向を一日も早くわかりやすく一つ一つきちっと伝える必要があるかと思うんです。いつまでもこれを先延ばしにしますとそれだけ当然特措法の申請手続そのものがおくれるわけですので、この辺については県としてどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お話しいただきました件につきましては、できるだけ早い時期に田子町とそのことについての話し合いに出かけたいと思っております。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 済みません。もうちょっとわかりやすくお話ししていただきたいんですが、先ほど新政会の議員の方が九月議会というお話にちょっと触れておりましたけれども、その辺が一つの目安になるんでしょうか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 施設の建設にかかわる件に関しましては、できるだけ早く準備をして、できれば今月中にでもというふうに考えてございます。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 速やかな申請手続を進めるに当たっても、今御答弁いただいたような方向で、住民の方々の御理解を得るためには、これは一度で済めばそれはいいんでしょうけれども、二度三度といった話し合いが必要になる場面もやはり想定されるわけですので、そういう面では、何度も申し上げますが、これは先般の七月の定例議会でも申し上げたことですが、課題を明確にしてぜひとも速やかに進めていただきたいと思います。

次に、処理作業、また撤去作業、さまざまな作業がこれから想定されるわけですが、その作業を当然業者さんに委託するかと思いますけれども、委託業者の選定条件と選定手続というのはどのようにお考えになっているのか県のお考えをお聞かせください。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

廃棄物の処理委託業者としては、平成十五年度から平成十八年度までは、特別管理産業廃棄物相当の廃棄物を搬出する計画であることから特別管理産業廃棄物の処分業の許可を有することがまず条件となります。平成十九年度以降の廃棄物の委託処理業者につきましては、今後の廃棄物調査の結果等を踏まえて検討していくことになります。また選定の手続としては、その業者の処理能力、施設の稼働状況等を総合的に勘案し、入札制度を活用することになると思います。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 国、県合わせて四百四十億何がしかの膨大なお金がかかわるこの事案でございます。業者選定手続というものは当然公正かつ公平であるべきだと思いますが、ただ、今お話ありました特管のものについてはどうしてもやはり技術的な問題もあろうかと思えます。いずれにしても、公共工事にかかわる行政の透明性というのが今非常に問題になっている時節柄でございますので、この業者選定手続に当たっては、県民から見て納得の得られるような、要は不透明性のないようなそうした手続をぜひともおとりいただきたいと思います。

最後にお伺いしますが、既に四社ほどの排出事業者による撤去作業が始まっておりますけれども、見ておますと、ビニール袋に詰めてトラックに積み込んで搬出しておるようですが、この撤去作業後の処分方法及び処分先はどうなっているのか、また、撤去された廃棄物がその後適正に処理される最後のところまでマニフェスト等により確認をしているのかどうなのか、この辺の確認方法というものをお示しいただきたいと思えます。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

撤去されたごみ固形物は、青森市の処理業者に委託され、焼却・熔融処分されました。また、燃え殻は岩手県の処理業者に委託され、焼却処分されました。撤去された廃棄物が適正に処理されたことについては、ごみ固形物にあっては焼却炉に投入されたことを本県担当職員が確認をしております。また、排出事業者に対しては、完了報告書にマニフェストの写し等を添付させることとしており、これらにより適正に処理されたことを最終的に確認することになっております。以上でございます。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 どうか県行政に対する信頼を回復するためにも、この辺の処理については適正に遺漏なくぜひ進めていただくようお願いしたいと思います。また、これからさまざまな作業、また申請手続を進めるに当たって、先ほど来申し上げましたが、現地視察をした際にも立ち会っていただいた環境省の担当の方々からも現地は一つであるというそうした認識を私も直接お伺いし、ぜひとも青森、岩手両県同じ思いで、同じ申請手続を踏んでいただきたいと思います。そのような趣旨の要望もお聞きしております。そういう面では、知事初め皆様にはいろんな御努力が大変必要になるかと思えます。岩手が先だとかと言っても、実際岩手だって、原状回復をします、全量撤去しますということだけ表明は

していても中身が伴っていないというのが現状であったり、いろいろやっぱり問題はございます、調べてみますと。そういう面でも、同じくやっぱり言うべきことは言う、そして、県民から見て、青森は頑張っているなど理解をして、本当に頑張れ、三村県政はやっているなどそう言っていただけるような対策を自信を持って進めていただきたいと思ひますし、そのためにも一日も早く県としての処理方針を明らかにすべきであると思ひますけれども、最後に知事の御見解をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○小比類巻副議長 知事。

○三村知事 伊吹議員おっしゃるとおりでございます。そういうわけで、盆前で議員各位には大変お忙しいところでございますが、こうして全員協議会もお願いしたわけでございますし、職員もそれぞれ土曜・日曜返上の状況が続いておりますが、ともに頑張っておるわけでございます。今後ともよろしく御指導ください。

○小比類巻副議長 伊吹君。

○伊吹議員 御答弁大変どうもありがとうございました。公明・健政会もこれからまた県と一緒にこの処理策推進に当たって頑張ってまいりたいと思ひます。本日は大変ありがとうございました。以上で終わります。

○小比類巻副議長 渡辺英彦君の発言を許可いたします。

○渡辺議員 社民・農県民連合の渡辺英彦であります。早速質疑に入らせていただきます。

小堀部長さんも今おいでになったわけでありまして、私の質問と大分ダブっておりますので、時間があれば最後に部長の方をお願いをして、まず最初に、本県側における不法廃棄物六十七万立方のうち有害廃棄物約三十三万立方は特措法による二分の一の補助率となるのかどうか、あるいはほかの三十四万立方が三分の一の補助率となるのかどうか、それからもう一つは、九十億の防止策、今まで言われている遮水壁でございますが、これは二分の一の対象になるのか三分の一の対象になるのか、まずお聞かせください。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法施行令によりますと、特別管理産業廃棄物その他これに相当する性状を有する特定産業廃棄物に起因して生活環境の保全上著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものについては事業費の二分の一が補助されることとなります。したがって、本事案における特別管理産業廃棄物相当廃棄物の約三十三万立方メートルの支障の除去等についてはその事業費の二分の一が補助されるということになります。防水壁に対する補助費につきましては、三分の一と二分の一が入っている量によって比例配分されるというふうなことになります。

○小比類巻副議長 渡辺君。

○渡辺議員 そこで次に、廃棄物周辺の汚染された土壌についてはどのぐらいの数量が推定されるのか、あるいは、その土壌は特措法で定められた補助率でいうどの程度になるのか、二分一なのか三分一なのかをお答えください。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

土壌については、その量は推定しておりませんが、表層やボーリング調査により現場内の土壌試料を全部で三十

三カ所から採取し分析した結果、一カ所だけからテトラクロロエチレンが土壤環境基準を超えて検出されておりますが、そのほかはすべて基準未満となっております。また、汚染された土壤は特別措置法の補助の対象となると考えられますが、今後環境省と協議してまいりたいと考えております。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 今、周辺の土壤については大方が基準未満だ、こういうことをおっしゃいました。こうなると、全量撤去を基本とするけれども、委員会等で精査されて土壤基準が未満であるとなれば、覆土だとか、あるいは肥料にできるんでないかとか、いろいろなものに利用できるという再利用の話につながるわけですね。だから、私は、周辺の汚染されたその土壤は幾らぐらいあるのか、こう聞いたんですが、お答えできないんですか、そこをはっきりしてください。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 土壤の量につきましてはまだ推定してございません。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 そうなると、特措法に基づく補助の対象になるのか、今のお答えでは未満であっても補助の対象になるような発言であったんですが、それでよろしいのかどうかを確認したいと思います。

そこで、私が今言った二分の一、三分の一の四百四十億円というの中で計算をしますと、遮水壁が二分の一の補助になるのも三分の一になるのもあると。ここは私は実は三分の一で計算してみたんですよ。三分の一であれば九十億で三十億ですよ。有害の廃棄物は三十三万立方メートルなわけですね。これが二分の一だとすれば、私の計算ですよ、四百四十億の中でやってみたら八十六億一千八百七十五万。それから、その他を三分の一、これが三十七万立方メートルですが、それを比率でちょっとやってみたんですが、そうすると百七十五億が補助金の対象になると。ただ、遮水壁の場合は、三分の一の三十億でなく二分の一がありますからもっとふえるわけですが、四百四十億円を単純に計算すると、百七十五億三千七百万で二百六十四億六千三百万の県費の負担なんです。先ほど山内議員にお答えした二百数十億円というのが大体そうなのかなあという感じで私は聞いておたんです。ところが、この周辺の汚染土壤が把握できないということになると、これが三分の一なのか、あるいはゼロになるのか、含めてやると少なくなることはない、県費負担がもっともっと多くなるというのが私は今の御答弁で予測がついたわけでありまして。そこで、二百六十億から三百億になる数字なのか、私の計算が間違っていれば違いますので、御答弁をお願いします。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

渡辺議員が計算したような計算を当方はまだしておりません。(後刻補足答弁あり)

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 まだ試算していないということですが、ただ、四百四十億を出しているわけですから、二分の一、三分の一でやったら大方このぐらいになるというのは示して結構じゃないですか、その辺をまずお聞かせください。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

四百四十億円というのは総事業費でございまして、その中の割合がいろいろまた変動してまいりますので、そのこと

ころまではこれから検討してまいりたいと思っています。

〇小比類巻副議長 渡辺英彦君。

〇渡辺議員 いや、さっき、土壌の話とか遮水壁とか具体的におっしゃっているわけです。そうすれば、それに基づく二分の一、三分の一に該当する内容というのは大方ではできると思うんですよ。でも、四百四十億円の中身はここに書いているんですよ、九十億と三百五十億円と。その中身の撤去費用は三十億とか言っているんですよ。そうしたら、それ以外のかかる経費負担割合というのは出てくるんじゃないですか、私で言うと二百六十億円ぐらいになったわけなんだけれども。ただ、周辺の土壌まで入っていないわけですから、これは県単費三百億を超えるという状況にだってなると思うんです。それにはお答えがないので、後でも調べたら教えてください。

そこで、平成三年三月十五日の田子町との協定書があるんですが、この中に保全基金一千万円があるんです。これは今日どういふふうになっているんですか。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 ただいまの協定書のお話でございますが、これは町と事業者との協定書でございますので県は関与しておりません。

〇小比類巻副議長 渡辺英彦君。

〇渡辺議員 それでは余りにもお粗末じゃないかと思うんですよ。というのは、県がすべてを負担しなさいというふう意見書が出ているんですよ。そうすれば県と関係がないとは言えないと思うんですよ。この要望書を全部見てみなさいよ、幾ら金がかかるような要望書ですか。そこでお聞きますが、協定書に基づく苦情について田子町はどのように扱ったのか。そして、田子町は、協定書第十条に基づく苦情等があったとき、資料の提出を求めたり、立ち入り等の行為ができるわけです。ところが、一定の時期から立ち入りを拒否されたわけでしょう。でも、田子町は協定書に基づいて立ち入りができることになっているんです。そのときに県は何ら関係なく黙って見ておったんですか。協定書に基づいて指導して、ちゃんと立ち入りをしなさいとか、こういうことは私はできると思うんです。何もしなかったんじゃないですか、その辺の経緯についてお知らせください。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 このことは町と事業者との協定でありまして、県が関与すべきことではないと考えております。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 そういう立ち入りができるということについて、この協定書を使って入れるということがあるわけです。ところが、県は所有権が変わったとかどうのこうのと立ち入りを拒否されたでしょう。そうすれば、それ以降、この協定に基づいて田子町が立ち入りをしたということを県は把握をしているのか、あるいは資料を求めることもできるわけですが、そういうことについて、これだけの事態になっているのに、これは田子町の協定書だから一切関知しないとか、そういうことではないと思うんですね。積極的に関与するのであれば、当然にしてこれに基づいて入ったり、田子町を指導したり、そして業者に対応させる、こういうことがあって普通だと思うんです。私が去年の九月議会で質問したときに、農林部でこの協定書に基づいてちゃんと農地法の許可をしているんですよ。だから県はこれを知っているわけだ。おたくさんたちも知っていると思うんですよ。ところが何らこれを使わなかったということになるわけですか。

〇小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 そのことに関しましては、その協定書の協定の権限を用いて立入調査をするというのは田子町だけであります、県ではございません。

○小比類巻副議長 渡辺君。

○渡辺議員 だから、そういう苦情とか資料の提出を求めたり、田子町は協定書に基づいてできるわけですよ。それらを、これだけ大きくなったときに、これをどう使ったんだとか、そういうことについて県は把握をしているんですか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 そのことに関しましては県は把握をしてございません。

○小比類巻副議長 渡辺君。

○渡辺議員 そのことが検証結果報告書にも何にも出ていないということに私はなと思うんですね。それだけ何にもしなかったということがはっきりしましたね。これが私の知りたかったところなんです。
そこで、先ほど来質問されておりますが、意見書には、施設を地域につくってほしいというのが総意だということ出ていますね。それは、交通等の関係もあって、時間帯もあって、現地及び周辺に施設をつくってほしいと。ところが、これまでの質疑者の話を聞きますと、これは大変なことだというふうには私は受けとめたわけでありまして。そこで、総意による意見書について、お盆前というのがそれだったかどうか、施設に限っていつごろまでに県は結論を出す用意なんですか。

○小比類巻副議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、施設に関しましての県としての考え方を早急にまとめて、八月中には話し合いを持ちたいと思っております。

○小比類巻副議長 渡辺君。

○渡辺議員 次に、ごみの固形物について六社に措置命令をかけることができたけれども、実際処理をしたのは、新聞にも出ているように四社で五トンぐらいたと。こうなると、全量で見れば八十二万立米分の五だけですね。そこで、調査対象が一万六百社にもなると言っているわけでありまして、この一万六百社の調査の中で、今の四社のように措置命令ができる段階まで来ているのがまだゼロなのか、これから措置命令をかけられる該当業者というのは一万六百のうち現状でどのくらい進んでいるのかについてお聞かせください。あるいは、今までのところ拒否した業者が二業者いたわけでしょう、さっきの答弁で六業者と私は聞いたんですが。そうなると、これらの拒否した二業者に法的な措置としてどういうことを考えているのか。

○小比類巻副議長 前田環境生活部長。

○前田環境生活部長 排出事業者の調査につきましては、廃棄物の排出状況を把握するために約一万六百社に対してまず報告を求め、廃棄物処理法違反の有無に係る審査を行っておりまして、違反の疑いのある排出事業者に対しては、必要に応じて再報告徴収または立入調査を行って、違反事実が認められた場合は順次措置命令を行うこととしております。既に措置命令をかけたものは六社あります。そのうちの四社が撤去を行っております。あとの二社は措置命令をかけただけです。この後になります。その後どのくらいの数があるのかというふうなことに関し

ましては、順次調査を進めている段階ですのでまだはっきり言えません。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 今、六社のうち四社が撤去して、措置命令をかける段階になっている、こういうお話でございましたが、何社に対して今措置命令がかけられるところまでいっているのか、それ以外についてはこれからどのくらいの日時を要するものなのか。それとも一つは、これから十五年度から十八年度にかけて危険なものから除去していくというわけですから、並行してこの調査に入っていると思うんですね。そういった場合に、県の責任で除去してしまった場合に、その量などについて措置に基づいて金銭的に負担を求められることができるのか、その辺についてはどうやろうとしているのかについてお聞かせください。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 先ほどの渡辺議員の御発言の中で拒否したのが二社あるというお話でしたが、それは拒否しておりません。四社プラス二社で六社でございます。今のところ六社に措置命令がかけられておりますが、立入調査や聴聞、その他慎重な手続が必要とされておりますことから、これから措置命令をかける社がどれくらいあるのかというふうなことは明確になっておりません。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 まあこれ以上答弁はないんでしょうね。

そこで、この特措法に基づく基本方針、それから実施計画、環境審議会、あるいは該当する市町村の意見等を聞いて、全部やって具備をして、協議が終わって、十五年度からと先ほど出されておりましたけれども、実際そうなれば、特措法に基づいてすべて具体的に現地で作業に入る時期というのはいつを想定しているんですか。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 工事に入りますのは、すべての手続を終えて、十五年度ことしじゅうに入る計画でございます。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 十五年度中とは来年三月までということで理解してよろしいですか。

〇小比類巻副議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 おっしゃるとおりでございます。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 そこで、先ほど来行政責任のお話を大分されておたわけではありますが、この報告書を見ますと落ち度という言葉を使っているわけでもあります。普通、行政で落ち度という言葉は余り使ったのを聞いたことはないんですが、ただ、この委員に辞令を渡したときに小堀部長さんは、県民の目線に合った検証をして報告書をつくってほしい、こういうことごあいさつをされているわけなんですね。そこで、落ち度というのはどういう意味でなされているのか。それから、行政責任ということがこの報告書には何らないんですね。落ち度があるところと落ち度はなかったところと——落ち度があった方が多いんですが、ところがないところもある。行政責任というものが先ほど来言っている

職員にまでも及ぶ、このようにされているんですが、そこで、調査が九回ですか、私は議事録も見させてもらって、非常に一生懸命やっているなど思うんですが、最後の責任の部分になると、これは当然行政当局の話ですから、そこで、どういう事案についてどういう落ち度が行政責任にかかわる問題として具体的に摘出をされているのか具体的にお話してください。

〇小比類巻副議長 小堀総務部長。

〇小堀総務部長 お答えいたします。

検証委員会については、今お話しのように、半年間で九回という濃密なスケジュールの中でやっていただいた。その際に委員として、専門の弁護士、行政法学者、あわせて、県民の目線で、あるいは県民の感覚で物を見てもらおうということで委員を一名選び、計五人の中で、かつそれをオープンにして、報道を通じて県民に情報を提供し、いろいろ関心を持っていただいてやってきた経緯がございます。議員おっしゃるように大変一生懸命やっていただいたと私は思います。また、落ち度という言葉については、法的なレベルからいくとわかりにくいかもしれませんが、一般の県民からいくと、落ち度という表現は意外とわかりやすいんじゃないかなと私は受けとめたわけでありまして。そこで、落ち度については、行政調査を尽くさなかったことが一つ、警察への情報提供、連携が不十分であったことが二つ目、そして、廃棄物担当部局と他部局との連携が不十分だったということも落ち度として指摘しておるわけでありまして。具体的に調査行政を尽くさなかったことについては、業者がそれまで立入調査を認めていた土地について、平成八年六月、賃貸借契約の解除という法的技巧を用いて立入調査を拒否したという事態から不法投棄を行っている可能性が高いと判断すべきであり、可能な手段を尽くして行政調査を行い、それによって法的手がかりをつかむ可能性があったのにしなかったこと、また検討も十分行われなかった点を落ち度の一つとして指摘しているわけでありまして。また、その前年の燃え殻不法投棄に対する行政処分手続が進行している中で、このような立入調査の拒否が行われたということなどからすれば不法投棄を疑うに足る状況にあったと言わなければならないと、この時点で警察への情報提供の機も熟していたと考えられ、警察と連携を図ることによって早期に不法投棄の摘発に至る可能性もあったのにこれを行わなかった点を落ち度として二つ目として指摘しておるわけでありまして。そして、本件の廃棄物処理施設が廃棄物の堆肥化を目的とする施設であったことからすると、肥料取締法担当部局と十分連携していれば不法投棄の早期発見につながる可能性があったのに十分な連携がなされていなかった点を落ち度の三つ目として指摘しているわけでありまして。いずれも相当の年月前のことであり長期間にわたることですので、専門的な方々から言っても、可能性があったであろうというような非常に慎重な丁寧な言い回しをして、十分検討していただいたものと私は評価しているところであります。総じて言えば、そのことを十分に行っていれば、不法投棄を確認し、不法投棄の拡大につながる可能性があったことについての認識の甘さ等から十分対応していなかったということも落ち度として指摘し、行政責任をとっているわけでありまして。以上でございます。

〇小比類巻副議長 渡辺君。

〇渡辺議員 そこで最後に、この見逃しの中で、私は、農林水産部の責任が非常にあったのではないのかなと実は感じているんです。あの経過を見るとそういうのがいっぱい出ているんです。それは、一つには、平成四年十二月二十八日付で農地転用の許可が出ているんです。その前には採草放牧地にやって、それが指摘されてほかの土地に移しているんですね。そういう状況があるんですね。平成四年七月十日付で申請を出されて、農地転用の許可が十二月二十八日、五カ月間ぐらいで非常に早く出ているんですね。パーク堆肥、これは汚泥と樹皮でつくったが、それが何ら——それを堆肥化して売るんだということになっているのに、そういう検証などは一切されていないと私は思うんです。これがされていれば、その時点で違反行為が相当出て、それ以降の不法な投棄というのは防げたと私は思うんですね。田子町でもこれの農業委員会の意見書というのを結構出しているんですよ。ところが、それを無視して許可をしているんですね、実態を見てくると。そういう意味で、それを扱った農林水産部の責任というのは非常に高いと私は思うんです。それらがこの調査の中にもちよっと入っているんです。そこで、この許可をするということについて、担当の部長でございましたので出納長にちよっとお聞きしたいんですが、許可前に、申請されたこの中間処理施設だとかができているんですね。本来ならば農地法、農振法の許可を得て物を建てるんですよ。ところが、不法に建て

てしまったものを、これが完成しているので、後日それを確認したのが一つ、それから、協定書があるのでということで確認したということが出ているわけです。ところが、私の九月の質問の後に、農地法違反と新聞にいっぱい書いているんですよ。この答弁は私はいかがなものかなあとと思って、担当の部長さんでございましたので、所感を述べていただいて終わりたいと思います。

○小比類巻副議長 渡辺英彦君に申し上げます。出納長に質問することは、答弁は御遠慮願いたいというふうなことで、ここで十五分間休憩いたします。
午後三時六分休憩

午後三時二十九分再開

○上野議長 休憩前に引き続いて会議を開きます。
質疑を続行いたします。

先ほどの松尾議員及び渡辺議員の質問について補足答弁の申し出がありますので許可いたします。——前田部長。

○前田環境生活部長 議長のお許しをいただいて、先ほどの松尾議員の御質問への答弁の中で、県内での特別管理産業廃棄物の処理能力を一日当たり約四百トンとお答えいたしました。が、一日当たり約五百五十トンと訂正をさせていただきます。

もう一つは、渡辺議員からの県費の積算ができない理由についてにお答えをいたします。本県が原状回復に活用することとしている特別措置法に基づく支援制度上、生活環境保全上支障を生じ、または生ずるおそれがある廃棄物が補助対象となっておりますが、その具体的な対象については実施計画に係る国との協議の過程で明らかになると考えております。

以上、御理解をいただきたいと思います。

○上野議長 次に山谷清文君の発言を許可いたします。——山谷君。

○山谷議員 真政クラブの山谷清文でございます。私で質問も八人目ということでかなりオーバーラップしている質問も多く見られますけれども、通告とは違う視点で質問させていただくとか、ニュアンスの違いもありますので、重複した質問もあると思いますけれども、お許しをいただきまして、通告の順に従って御質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、先ほどの渡辺議員の質問の中にありましたけれども、排出事業者に対する責任の追及についてという観点で御質問をさせていただきます。現在排出事業者は六社が判明しておりますけれども、排出事業者の責任の追及に対する青森県の基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

排出事業者の責任追及については相当の労力を要するものでありますが、法の安定的施行を確保し、不法投棄の未然防止のためにも厳格な対応が必要であると認識しているところであります。また、原状回復に要する経費は県の負担であり、さらには全国民の負担となることから、国の積極的な関与のもと、排出事業者の所在する関係都県市の協力を得ながら排出事業者責任を徹底的に追及していくことが必要と考えております。したがって、県としては今後とも、排出事業者に対する措置命令の発出、措置命令の適切な履行の確保などの排出事業者の責任追及を岩手県と連携しながら進めていくこととしております。

○上野議長 山谷君。

○山谷議員 これまで四社が措置命令に基づいてそれぞれの産業廃棄物の撤去を行ってございましたけれども、県は排出事業者の責任追及に対してこれまでどのように取り組んできたのかお尋ねしたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

これまでの調査で判明している排出事業者数は約一万六百社ですが、このように膨大な数に上る排出事業者の責任を追及するに当たって、まず、関係都県市に協力を依頼するため、昨年八月に環境省主催で関係都県市部長会議を開催したところです。その後、報告徴収の円滑化を目的として、対象事業者数の多い首都圏等一都十二県で延べ三十回の排出事業者説明会を青森、岩手両県主催で開催しまして、報告徴収を順次実施したところです。また、並行して郵送による報告徴収も実施いたしました。報告徴収実施後、これまでに、廃棄物処理法違反の事実が認められた排出事業者六社に対しては、本年六月十八日及び八月六日に、青森、岩手両県知事の連名で廃棄物撤去の措置命令を出したところです。このうち六月に措置命令を受けた四社が八月七日に不法投棄現場から廃棄物を撤去したということです。

○上野議長 山谷君。

○山谷議員 青森県は今後排出事業者の責任追及に向けてどのような取り組みを行っていくのかお尋ねをしたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

現在、排出事業者からの報告に対し、審査の優先順位を定め、委託基準違反の有無に係る審査を重点的に行っているところです。審査の結果廃棄物処理法違反が認められた者については、聴聞・弁明を経て速やかに措置命令を行うなどしながら、不法投棄の未然防止の観点から厳格に対応していくこととしております。

○上野議長 山谷君。

○山谷議員 自分たちが出したと思われる応分の量を措置命令で排出しているというような現実があるんですけども、先ほどの質問にもあったんですが、今後排出事業者が責任を持って自分たちのものを撤去することになった場合撤去作業の調整をするというようなお話をしていたんですが、私も、素人目で見ても、実際どんどんこれから撤去する作業の中で、また新たな排出事業者が、きょうは私たちがやります、あしたはこの方たちですか、そうやってやっている手順の中で、まあぶつかるといって、うまく調整するといってもなかなか難しいんじゃないかということが考えられます。現行の法制度上非常に難しいのかもしれませんが、ペナルティーという言葉も変なんですけれども、出した分のごみを、撤去の方法も確かにいいんですけども、協力金とかあるいは違約金とか、まあ分担金というんですか、そういう金銭というか、違った形ででも協力を仰ぐというか、自分たちの責任を果たしてもらった方がいいんじゃないかなということも考えられますので、その点は御答弁は結構ですので、お考えになっていただきたいという要望をしておきます。

続きまして、撤去する産業廃棄物の最終処分先の見込みということでお尋ねしたいと思います。まず初めに、青森県側の六十七万立米と言われている廃棄物の算出はどのような手法で行ったのかお聞きしたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

廃棄物の量については、平成十二年度から平成十三年度にかけて高密度電気探査及びボーリング調査による現場調査を行い、この結果をもとに推定を行いました。不法投棄現場約十一ヘクタールに高密度電気探査調査、これは、設定したライン上に電極を埋め込み、伝導率の差から地中深くまで廃棄物や地下水の分布を調べる最新の調査技術ですが、この調査を南北方向に四十メートルから百二十メートル間隔で四側線、東西方向に四十メートルから七十メートル間隔で五側線を行い、これにあわせボーリング調査二十三カ所を実施いたしました。その結果をもとに、南北方向に四断面、東西方向に五断面の断面図を作成しまして、平均断面法によりまして廃棄物量の測定を行っております。

〇上野議長 山谷君。

〇山谷議員 全量撤去という基本方針を進めていく中で、青森県側の総量六十七万立米ですけれども、それと、最終的な処分先の場所によっては、総体の総費用を四百四十億と言っていましたけれども、かなりの差異が生じる可能性もあると思います。そこで、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、現在見込んでいる最終処分先についてももう一度お聞きしたいと思います。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

最終処分先の見込みは、本県では従前より、先ほどもお答えしましたが、廃棄物の処理について、最終処分までを含めて自県内で処理する自区内処理を原則として対処しております。したがって、県境不法投棄現場の原状回復に当たっても、まず県内にある施設で処理することを基本として考えております。また、自区内処理が困難な場合、これは他県の施設にお願いせざるを得ないものと考えているところですが、この場合は搬出先となる県と事前によく協議をした上で処理していきたいと考えております。

〇上野議長 山谷君。

〇山谷議員 自区内処理の見通しは現時点でいかがでしょうか。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 特別管理産業廃棄物の処理能力は、先ほどお話ししましたけれども、県内で約五百五十トンの処理能力を持っておりますので、今のところは自区内処理で大丈夫でないかなというふうを考えているところです。

〇上野議長 山谷君。

〇山谷議員 それでは次に青森県の行政責任についてお尋ねしたいと思います。今回の不法投棄事件に関しては、大分前、まだ昭和という時代のときからいろいろと苦情や情報の提供があったと聞いております。先日渡されたこの不法投棄事案の概要にもありますように、産業廃棄物の今回の事件については、平成七年ごろから苦情や情報提供が非常にあったというふうに書かれてありますし、また担当の方からもお話を聞きました。平成七年ごろに多く寄せられたという情報や提供について、初めにその苦情や提供が来たのは、いつ、だれから、どこへ、どのような内容のものが寄せられたのかお尋ねしたいと思います。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

現在県に残っている当時の書類によりますと、平成七年三月二十日に住民から当時の三戸保健所に連絡がありました。内容は、中間処理施設に生ごみが夜中に搬入されているという内容でした。

〇上野議長 山谷君。

〇山谷議員 それと、この事件に関する苦情や情報提供はその後どれくらいの件数が寄せられたのか、またその情報源はどこだったのか、その内容はどのようなものであったのかお尋ねしたいと思います。そして同時に、それらの情報によって県の方も平成九年十月には現地を航空撮影をするなどして行政調査を行ったというふうに聞いているんですけども、県としてそのような苦情や情報に対してどのような対応をしてきたのかお尋ねしたいと思います。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えいたします。

この不法投棄事案に関する住民等からの苦情、情報の数は、平成七年三月から、青森、岩手両県警による強制捜査が入った平成十一年十一月までで、県で把握しているのが約二十件あります。その主な内容は、住民からのものとして、許可品目以外のごみを夜中に搬入している、汚水が河川に流れていると。また会社関係者からは、県が立入調査をするので証拠を隠滅しているということであります。県では、これらの苦情、情報に対しまして、担当職員が現地に赴き立入調査や現場周辺の水質調査を実施したほか、現場周辺において早朝、夜間の監視を実施しております。

〇上野議長 山谷議員。

〇山谷議員 どういう対応をしたのかとこれ以上聞いても、余り、死んだ子の年を数える例えのとおり、なかなか解決されるというか、つながらないと思います。ただ、私の素朴な疑問で、そういう住民の苦情に対して素早く——今いろいろお話を聞いていけば、この事件が起き、こういう事態になってから県の行政もすごいスピードで対応策を練っているんですけども、やはり事前に、もしそのときにそういうふうなスピーディーな対応をしていればこれだけの巨大な不法投棄にはつながらなかったんじゃないかなという思いがしております。

その中で素朴な疑問としてもう一つお尋ねしたいんですけども、この時点でもかなりグレーというか灰色の業者なんですけれども、その後、いろんな調査の結果、平成九年に三栄化学工業に対して、動植物性の残、ばいじんにかかわる処分の許可とかも追加になっているんです。平成八年十一月に不法投棄によって事業の停止処分を受けたこの会社に対して、たった四カ月後の平成九年三月、そして十二月にそれぞれ許可が追加されている。そういういわゆるブラックなイメージのというか、グレーじゃないんですけども、ブラックな会社ですよね。なぜそういう会社に簡単に許可が出されたのかお尋ねしたいと思います。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

県では平成八年に当該事業者に対して廃棄物の処分業を三十日間停止しました。当該事業者からはその後処分業の追加許可申請があり、内容を審査したところ、許可申請が法律に定める要件に合致していたことから許可を与えたものであります。

〇上野議長 山谷君。

〇山谷議員 まあ仕方ないですね、そういう答弁でも。何か釈然としないというか、厳しい県財政の中でこれから大きなツケの四百億、あるいは五百億になるかもしれませんけれども、そういうふうなことを考えると、県民の一人としてというよりも、知事も先月の議会でもおっしゃっていましたけれども、本当にこれから重い荷を背負うという覚悟を決め

なければならぬという気持ちがあります。また同時に、田子の住民の方の思いを考えれば、二十件とかという地元からの苦情や情報提供があつたにもかかわらずこういうふうな事件が起きてしまった。住民の方の思いは本当に断腸の思いであるというの考えられるわけです。今後こういうような事件を起こさないためにも——もう青森県は、過去の問題もありますけれども、こういう不法投棄の、何と申しますか、被害自治体ということで本当に全国的にも有名になってしまいました。これを払拭するためにも、過去の責任という言葉を使っているのかどうかあれなんです、県としてやはりある一定の行政責任ということから、先ほど処分という言葉もありましたけれども、罪を憎んで人を憎まずと申しますか、当時の対応した職員の方たちからいろんな情報を集めて、検証委員会もありますけれども、皆さんからその辺の聞き取りなりをして——実際平成七年当時の担当部の環境保健部の部長は山口枢義前副知事でありましたので、もう退職されている方も多と思うんですけれども、まだかなりの職員の方がこの市内に勤めていらっしゃると思いますので、いろんな形で情報を集めて、精査する形で、二度とこういうことがないように、そしてやっぱり、将来的には全国に先駆けて青森県のイメージダウンを払拭するためにも、産業廃棄物の不法投棄に対する青森モデルでも言うようなマニュアルをつくり上げて、これからはこの汚名を返上すべく、環境づくり日本一——というのをぜひ三村知事には目指していただきたい。私からその辺を、御提言と申しますか御要望を申し上げて、知事さん、それに関してもし御意見がありましたら述べていただきたいと思います。

○上野議長 知事。

○三村知事 議員のお言葉は承りました。実際に本県は、不法投棄問題、こういう関係についてのチームづくり——警察のOBの方々の協力を得たりとか、いろんな形において、今全国でも非常にいい水準で不法投棄問題の監視ということについてのチーム編成を全県下において行っているという状況でございますが、それをさらに強化していくという思いでございます。御指摘のとおりさまざま反省することもございますので、今後とも自分自身を律しながら適切に環境問題に取り組んでいきたいと思っております。

○上野議長 山谷君。

○山谷議員 ありがとうございます。

こうしているうちに青森県のどこかで小規模あるいは中規模の不法投棄が行われているかもしれません。やはり、業者の投げ得を決して許すことなく厳しい対処——現行法上難しい問題があるかもしれませんけれども、青森県としても国に対して罰則の強化を含めて働きかけをお願いしたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○上野議長 山谷君の質疑を終わります。

次に諏訪益一君の発言を許可いたします。——諏訪君。

○諏訪議員 共産党の諏訪です。さきの定例県議会での問題において我が党としては、不法に投棄されたものの全量撤去を基本に据え、汚染の拡散防止対策についてもしっかりとやる、この二点を前提にして地元の皆さんとの基本的な枠組みで合意することが重要だと述べました。そういうライン上にあるというぐあいに思うんですけれども、ただ、本当にそういうぐあいに展開していくことになるかどうか、内容上の問題でやりとりをしたいというぐあいに思います。事前に通告しているものには重複しているものもありますし、また、角度の違うやりとりになる場合もあるという点で事前に御了承も得ていますので、早速質疑に入らせていただきたいと思います。

まず、両県の対策のすり合わせの問題がなかなか簡単でないという問題があります。平成十五年度第一回の周辺水域及び場内観測井戸等の検査結果で、井戸七の結果、これは岩手側であります、ジクロロメタンが環境基準の二万倍超過。ダイオキシン類が十四カ所のすべてで検出。十カ所で基準超過。中には五十一倍、六十五倍というものも検出されている。高濃度の汚染が継続しているということが明らかになっています。もとより青森の側でも基準を超過するものが検出されているということで、一番問題なのは、岩手側とのすり合わせがなかなかうまくいかない状況のもとで、これだけ検出されているものが万が一にも馬淵川水系に入り込んだり、あるいは田子町の沢水

に入り込んでくるということになった場合の———そうあってはならないんですが、なった場合の責任のとり方の問題というのも、これは、現在これを処理する責任と同等のものがあるんだと思うんですが、当然のこととして両県の知事がそのトップとなって責任を負うということになるのかどうか。あるいは、その馬淵川に万が一そういう汚染水が流出することの原因も特定され、これがいわば東側の岩手県側のそういう要因によるものであるということが明らかになった場合の責任の所属は岩手県の知事の側になるのか。あるいは、これは一体のものとして考えるべきであるというような扱いもしていますので、あくまでも共同の責任に属することであるというぐあいに理解したらいいのか、その辺の考え方について伺っておきたいと思います。

〇上野議長 知事。

〇三村知事 そういう事態を発生させないために、今こうしてお盆前にもかかわらず議員各位にもお願いしているわけでございます。きょう午前中からお話しさせていただきましたが、岩手県とのすり合わせというのは非常に重要な部分だと思っております。万が一という部分については、岩手県がどうか青森県がどうかという部分においてはやはりお答えしかねると思っておりますが、早急に対策を講じていくという点においてはともに意見は合うものであると確信しております。今後、先ほど来お話しいたしました副知事等の現地における対談、あるいはそういった準備を尽くしながら、しかるべき時期に最もふさわしい形でこの問題の解決についての両県知事の会談を催したいと思っております。

〇上野議長 諏訪君。

〇諏訪議員 万が一にもそういうことのないように取り組むということが前提ですが、ただ、そういったこともあり得ることを現時点でしっかり両県で押さえておかなければならないテーマだというぐあいに思っていますので、協議の大事な点としてぜひ扱っていただきたいというぐあいに思っています。

〇上野議長 知事。

〇三村知事 御指摘のとおりと思います。

〇上野議長 諏訪君。

〇諏訪議員 何ゆえに岩手県側が、本県のように遮水壁をきちっとやって、しかもコンクリートで水が漏れないような構造物でしっかりやって流出を防ぐというとり方をしないのか。合同検討委員会の最終取りまとめを見ても、本来なら、公的・第三者的観点から合同検討委員会での両県に対する方針が提出されるべきなのに、岩手県側の対応について色濃く反映している、いわば合同検討委員会の岩手県に対する方針になっているんですね。本県とはまるきり違うという問題が出てきているんですが、一言、何ゆえにそうも違うのかという点について何か要因があったら述べていただきたいと思います。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 岩手県のことですと推測でしかないのですけれども、まず、我が県の土地の形態が違うというふうなこと、それから、廃棄物が我が方の場合は全面的に投棄されておりますが、岩手県側はスポット的に投棄されている点等、そういう違いがあるかと思われまして。

〇上野議長 諏訪君。

〇諏訪議員 検出の度合いが本県よりもかなり高濃度なものが、しかも継続しているという問題点があるので、協

議する際に十分詰め合っていたきたいというぐあいに思います。

浸出水処理施設の問題で、さっきから部長の表現の中にも出てくるんですが、検討委員会の最終取りまとめにも出てくるんですが、排水基準を確実に満たすよう設計するというのが出てきます。原状回復の目標というのは、知事報告にもあるように土壌及び地下水環境基準の達成であります。しかし、この水処理施設については排水基準を満たすようにと言っているのですが、環境基準と相反するということが始まるというぐあいに見られるんですが、見解があつたらお示しいただきたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 土壌環境基準というのは環境基本法によるものであり、排水基準というのは施設を建てたときの施設を維持する上での基準というふうなことで、基準が異なっているというふうにとらえております。

○上野議長 諏訪君。

○諏訪議員 これも指摘にとどめておきますが、全体としての原状回復目標というのは土壌及び地下水の環境基準に置いているんです。ところが、それとの比較からいけば排水基準というのは実に甘い許容量になっているんです。その時点から比較すると原状回復という目標にはこういう問題が起きてくるんじゃないですかということなんで、そこもひとつ受けとめて、これも別に答弁は要りませんが、そういう問題もあるということで受けとめていただきたいと思えます。

それから、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とするという問題について確認をしておきたいんですが、田子町から出ている意見書には廃棄物六十七万立米プラス汚染土壌の分量がありますね。それからもう一つ、プラス有害土壌というのがある。これがいわゆる全量撤去の定義だという形で提起されている。しかも、この有害土壌は、汚染土壌以外で生活環境保全上に支障のある土壌というぐあいに言っていますから、全量撤去という場合に、六十七万立米にそういったものがアルファで追加されてくるという受けとめになると思うんですが、見解を明らかにしていただきたいと思えます。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 これまでの調査によりますと、汚染された土壌を含めて六十七万というふうにとらえておりまして、その中には覆土材として利活用できるようなものも含まれているというふうにとらえております。

○上野議長 諏訪君。

○諏訪議員 今の部長答弁はちょっと訂正したらいいんだと思うんです。汚染土壌は先ほど来言っているようにわからないんです。今のところ推定できないんです。有害廃棄物によって汚染された土壌というのは結局確定できていないんでしょう。それを一緒にして——今、不法投棄された廃棄物と汚染土壌も含めて六十七万立米だと言ったから、ちょっと違うんじゃないかということで、まず確認してしまいたいんです。

○上野議長 鎌田リーダー。

○鎌田県境不法投棄対策チームリーダー 不法投棄対策チームのリーダーをしております鎌田でございます。

今の諏訪議員の御質問にお答えしたいと思います。六十七万立米の中には廃棄物とそれを隠すために覆土した土壌——その汚染土壌が含まれているその総量を六十七万立米というぐあいに見ております。

○上野議長 諏訪君。

○諏訪議員 同時に、下で汚染されている汚染土壌はわからないんです。覆土した部分はわかるでしょう、それを含めてということはわかるんです。この辺もお互いに正確に理解し合っていないと全量撤去の分量ということの定義がいろいろ食い違って出てくるので、ひとつそこも確認しておきたいというぐあいに思います。

次に、特管廃棄物相当の廃棄物は優先的、早期に撤去すると。その分量について、先ほどのやりとりを聞いていますと九万九千立米という数字が出てきました。つまり、平成十五年から十八年度までにまずそれを一部撤去することですね。そして、あとの残りの五十七万四千立米を平成十九年度以降撤去していく、こういう理解でいいですね。——はい、そこを確認しておきます。

それで、平成十五年度内に追加ボーリング調査を実施し特管相当廃棄物量の精査を行うと。これは合同検討委員会で次のような理由からになっているんですね。特管相当廃棄物は、現場での撤去作業において区別、分類が困難であるため、概念としての定義と実践する施工は分離して考える必要がある、したがって、施工に当たっては、除去計画及び除去作業の基礎となり得る廃棄物の区分、性状等の詳細を調査し実態を把握する必要がある、こういう角度から平成十五年度内にボーリング調査を追加実施すると。これでいいんでしょうか。

○上野議長 鎌田君。

○鎌田県境不法投棄対策チームリーダー お答えします。

今の説明は、今まで平成十二年度から十四年度まで調査をしてまいったのが二十三本ボーリングをしております。その十一ヘクタールの中で不明な箇所があるということで、特管物がどの辺にあって、どのような状況にあるのか、より詳細に性状を把握するために今回追加調査をしたいということでございます。

○上野議長 諏訪君。

○諏訪議員 つまり追加調査をするということですね。

もう一つ確認をしますが、浄化手法について。つまり、十九年度から廃棄物の撤去と浄化作業ということに区分しているものなのですが、この浄化手法については、平成十五年から十六年度で実施可能性試験を行い効果的な方法を選定するとあるんですが、これは実施するんでしょうか。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 全量撤去を基本としておりますので、浄化に関する調査はするつもりはございません。

○上野議長 諏訪君。

○諏訪議員 廃棄物撤去及び浄化というのは平成十九年から始まるんです。再利用の問題も含めてこの浄化とこのが出てくるんですね。浄化について実施可能性試験を行うということになるのですか。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 現在のところは考えておりませんが、そのことをやるかどうかというふうなことについて検討してまいります。

○上野議長 諏訪君。

○諏訪議員 全量撤去を基本にするという問題があるがゆえにちょっと確認作業をさせてもらっているんです。合同検討委員会で除去計画というのが出てくるんですね。平成十五年度から十八年度に九万六千立米の有害廃棄物を撤去していくという流れから始まって、いろいろやるべき合同検討委員会としての方向性を示しているんです、西

側エリアの撤去作業として。その際に前提になっているのが、全量撤去以外のケースの場合の計画としてこういう流れが考えられているから一々ちょっと確認してみたかったですよ。そうしないと、入り口で全量撤去で、いろいろやってみたら出口のところで部分撤去であったということにしては、やはり県民と田子町住民の信頼はそこからまた崩れてしまうという問題があるものですから、ここで確認作業をちょっとさせていただいたわけです。

次に移ります。現場の土地所有権を県に移転する場合のその手続について、さっきもあったんですが、もう一度お答えいただきたいと思います。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

本県側の不法投棄現場の土地については現在の所有者より本県に寄附をしたいとの意向が示されておりまして、現在協議を進めているところです。県が寄附を受け、土地所有権を移転する場合の手続としては、土地の所有者から寄附採納の申請を受け、受納の手続を行うとともに、贈与契約書を取り交わし、その後所有権の移転登記を行うということになります。

〇上野議長 諏訪君。

〇諏訪議員 亡くなられた方からの、現在の実弟というか、弟さんに当たる方への相続登記は終わっているんでしょうか。

〇上野議長 部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。
まだ登記はされていません。

〇上野議長 諏訪君。

〇諏訪議員 代執行をかける場合に、原因者が不明であったり、あるいは原因者に資金力あるいは資力がないということ等について国や県がそれぞれ対応するということなんですけど、この方はそういう資力がない方なんでしょうか。弟はずっと一緒に代表取締役でやってきた方なんです。ただ社長と呼ばれているかどうかというのは別なんですけど、ずっと御一緒にやられてきた方で、相当の責任もある存在だと思うんです。そして、不法投棄の現場以外にかなり広大な面積の土地を所有しているというお話も聞きます。もしそういう情報があって、どれくらいの面積を持っていて、その御本人に――原因者に求めるものをしっかり求めたのかという問題についてもし考えがあれば聞いておきたいんです。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 役員個人の法的な責任を追及することは困難だと考えております。
後半の御質問ですけれども、三栄化学工業の社屋、土地はありますけれども、会社のものとなっております。

〇上野議長 諏訪君。

〇諏訪議員 要するに、今、全量撤去で四百四十億とか、なおまた広がっていく可能性のある問題について県民の納得を得るような説明をしていくということが大事なんです。そういう財産がありながらきちっと手を打ったのかということも含めてしっかり説明していただかないと、結局のところ、責任の所在もあいまいにされたまま、求めるものも求めないままとかということになってきれいさっぱり片づけて、結果的に、責任ある、納得できる説明ができたというぐあいに

もしなり得なかったとすれば同じ轍を踏むということになりますので、そこはしっかり県民の皆さんに説明責任が果たせるようにしていただきたいと思うんです。

同時に、終わりになりますけれども、行政責任の問題については、午前もちょっとありましたけれども、処分の問題にも踏み入れられました。当然のこととして、現在の知事三役、あるいは元のそういった機関の知事三役も含めて、あるいは管理職以上ということになるのかもしれませんが、そういったことについてもいろいろ検討の対象に入れて議論していくということにしているのかどうか、もしお答えできれば出していただきたいと思います。

検証委員会の検証でも提示されていましたが、平成七年に三栄化学が、昭和五十六年の産業廃棄物最終処分場と平成六年稼働の中間処理施設の間に挟まれた土地、いわゆる現場の土地が昭和五十六年の最終処分場に含まれていると主張していた問題——三栄化学はそう主張していた。それで県の職員がそれを知っていた。当然そこに不当な廃棄物が埋められている可能性は否定できないし、ましてや平成八年六月六日の立ち入り拒否。これは不法投棄を疑うのに十分な条件があったにもかかわらず、警察が入るまで三年余立入調査すらできなかったという問題。そして、指摘しているように、平成八年七月十日、立ち入りを拒否されたその直後に動植物性残を追加したい旨の相談があったときに、いわゆる行政処分を行おうとしているときに申請されても不許可にせざるを得ないし、申請するにしても行政処分後にしてほしいと助言したと。こういう助言というのはやっていいものでないんだ。行政と業者との関係には画すべき一線があるはずだ。このような助言こそ業者を甘やかすものと言われても仕方がない。結果として業者との癒着が疑われるような事態に立ち至るおそれがないとは言えない。これは随分慎重な言い方なんです、私は、業者との癒着が疑われるような事態だとストレートに指摘されてもしょうがない事態だというぐあいに思うんです。その際に、これは県民に対する説明責任という角度でよく考えていただきたいんですが、業者の側に、県は幾らでもごまかせる、そういう動機、何ぼでも持ち込める、そういう余地を与えてしまったんですね。業者に対する動機があるんだと思う。片や、じゃ県の側が見過ごす動機はどこにあるのかということになった場合に、私は、検証委員会の検証で述べていることすらでもなおやっぱり平板なものだと思うんですよ。もっと深刻にこの問題を受けとめるべきなんだと思うんです、業者との癒着の問題も含めて、あるいは人員の構成メンバーも含めて。いわば、当時の産廃行政を含めて、落ち度があった、認識の甘さもあった、いろいろなことを言われているが、そんな程度では済まされない。ある意味では、行政水準としては当時はそういう程度のものであったという率直な思いも皆含めてやはり県民への説明責任を果たしていく準備をする必要があるというぐあいに考えています。前の県議会の質問でも——拡大生産者責任をしっかりと導入するという問題。それから、大量生産、大量消費、大量廃棄という今の経済社会型の転換を図ってリサイクル型にどんどんやっぱり変えていくというような方向をちゃんと付記した県民への説明責任を——税金の問題ですから、付随して説明責任を果たす必要があるということを書いて、あえて、処分の扱いも含めてあれば知事から述べていただきたいと思います。

○上野議長 総務部長。

○小堀総務部長 行政責任の中における職員の処分についていろいろお話がありました。処分に当たっては、基本的には地方公務員法の規定に基づいて、その要件を吟味した上で検討を加えて判断することになるわけですが、当該事案については少なくとも現知事就任以前の問題でありますので、そのこと自体について責任を問うということは法律上なじまない、こういうふうに考えております。直接当該事案にかかわった行為者、あるいは職員、管理監督者、そういう方を範囲として法律に従って厳正に判断をしていきたい、こういうふうに考えております。

○上野議長 知事。

○三村知事 私の立場として責任を果たすとすれば、御指摘ございましたとおり、やはり今後行政水準を上げていく不断の努力をしていくこととありますし、いわゆる先ほどのような余地を与えないという形の環境行政を形づくっていくということについて大きな責任を負っている、そう感じております。

○上野議長 以上で諏訪君の発言を終わります。

次に鹿内博君の発言を許可いたします。——鹿内君。

〇鹿内議員 お尋ねをいたします。

一つは、午前中に、県の行政責任を果たす上で関係職員を処分するということが検討されているということであり、それだと検証委員会の報告というのは不十分だと私は思うんですが、県として行政責任を検証すべきである、それができなければ関係職員の処分は不可能だと私は思うんですが、この件についてまず知事の御見解を伺います。

〇上野議長 総務部長。

〇小堀総務部長 検証委員会の設置要綱の中には本来的にこの委員会に私どもが期待していることを書いてあるわけでありまして。それは、県境不法投棄事案に対するこれまでの県の対応状況について検証し、当該事案における県行政上の問題及び責任を明らかにするとともに、今後の廃棄物行政的確な運営を図るためにこの委員会を置く、こういうことで任務をやった上での報告書となったものであります。そういう意味で、この範囲で検証していただいて、行政責任についても言及していただいたというふう考えております。

〇上野議長 鹿内君。

〇鹿内議員 平成九年度に八戸保健所から、産業廃棄物行政での業務がふえたということで人員要求をされて、当時の環境保健部から総務部に人員要求があります。結果として人員要求の実現はできなかったわけですが、こういう組織体制にも問題があったと私は思うんですが、知事の見解を伺います。

それから、この組織体制であったからこそ、まあそれだけではないと思うんですが、三栄化学工業への監視、立入調査は不十分であったというぐあいに認識いたしますが、知事の見解を伺います。

〇上野議長 総務部長。

〇小堀総務部長 最初の方の質問にお答えいたします。

平成九年度に八戸保健所から人員要求——一名の増員要望があったことを確認しております。結果としては増員をしておりません。しかしながら、一方においては、産業廃棄物体制、あるいは一般廃棄物もそうですが、廃棄物対策の強化を図るために平成四年度から廃棄物対策室を設置している。独立させた。また、同じく、御質問の中にもありました平成九年度においては、その廃棄物対策室を単独組織として廃棄物対策課に格上げをして、五名の増員——十名から十五名の増員を図っておるわけでありまして。そのようなことで、本庁と出先と一体の中で産業廃棄物体制については強化してきたもの、こういうふう考えておるところであります。

〇上野議長 前田部長。

〇前田環境生活部長 お答えをいたします。

去る三月二十五日に取りまとめられた県境不法投棄検証委員会の検証結果報告書の中で、三栄化学工業への監視、立入調査に関しては、平成八年六月六日に三栄化学工業が本件不法投棄の主要な現場となった土地への立入調査を拒んだ以降は、不法投棄を行っている高い蓋然性があるものと認識し、可能な限りの手段を尽くして行政調査を行うべきであったにもかかわらず調査が不十分であったことに県の落ち度があるとの指摘がなされております。検証委員会から御指摘のあった落ち度については県としては厳粛に受けとめておりまして、これまで地元住民の皆様、県議会並びに県民の皆様におわびを申し上げたところでありますが、検証委員会から御提言のあった再発防止策を踏まえながら、これまでのやり方をさらに精査し、改めるべき点を整理して改善してまいりたいと思っております。

〇上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 八戸保健所が、平成九年から、これは私の記憶ですが、県外から搬入される産業廃棄物の搬入計画については、形は本庁が対応します、しかし実態は保健所がその窓口となっていく、いわゆる監視指導——事前協議ですね。これを八戸保健所管内で見ると、平成九年度は大体百件くらいですね。平成十一年度が大体二百件程度になっています。この実態について県は把握されていますか。どういう御認識を持っていますか。これはやっぱり、本庁を幾ら強化しても現場がこういう状況の中では——そういう状況だからこそ保健所から人員要求があったわけですから、そういう現場の仕事にこたえていなかったという問題があったと思うんです。あわせて、重ねて尋ねますが、こういう人員措置を講じなかったというのは不十分であったと思うんですが、いかがですか。

○上野議長 総務部長。

○小堀総務部長 組織については、効率的に、どういうふうに実効性を上げるかということなどを基本にしなが、その事態事態についての的確に動けるように対処してきたつもりであります。産業廃棄物行政については、通常の一般行政とは違いますがやはり相当の権限を与えてきちっとやっていかなければいけない。そういうことで、出先の監視体制についてもおのずと限界がある、したがって、本庁の有効な指揮監督、機動的なものを発揮させながら現場と一体になってやるのが適当だ、こういうふう判断したものと私は考えております。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 廃棄物の不法投棄発見件数が九年、十年、十一年と順次ふえていっていることに関しては承知しております。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 不法投棄の発見件数がふえているだけでなく、保健所を窓口として、保健所に対して事前協議——これは法的な事前協議でないかもしれませんが、相談をされているその実態は御承知ないということですか。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えいたします。

県外からの産業廃棄物搬入に係る協議に関して相談があったという件数については把握しておりません。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 このデータは保健所の業務概要にはっきり書かれているはずですが、いわゆる県外産業廃棄物の事前協議、そして、その中の監視指導にどれだけの件数があったかということは保健所の業務概要という公文書に書かれているわけですから、それをきちっと見て、もし機会があったら御見解を伺いたいと思います。

それから、先ほどの報告、立入調査の件ですが、平成八年六月に事業者から拒否を受けたと。だとすれば、処理法十八条による報告ができるはずですよ。それから十九条による立入検査はなぜできなかったんですか。こういう点でも、したかったけれどもできなかったという現場の実態がやっぱりあったと思うんですが、それはいかがですか。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

当時は、事業場以外として立ち入りを拒否された当該土地に対して抵抗を排除してまで立ち入りするとの判断に至らなかったものと考えられます。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 第九条が立入検査です——今の答弁でよしとしませんよ。よしとしないですが、じゃ、なぜ十八条に基づく報告を徴収しなかったんですか。

○前田環境生活部長 申しわけありません。少しお待ちください。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 後ほど時間があつたら今の部分はお答えいただきたいと思います。

そこで、今までの議論の中で、検証委員会の報告書でも最も大事なデータがないんですね。いつ、どこから、だれが、どんなものを現場に運び込んだか、このデータを県は今お持ちなんですか。持っていないとすればそれはいつでき上がってくるんですか。そして、それは私どもに公表、県民にいつ公開できるんですか。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

最終的に本不法投棄現場にほとんどの廃棄物を持ち込んだのは、三栄化学工業及び同社と共謀して不法投棄事件を起こした縣南衛生株式会社ですが、その背後にある排出事業者から始まる複雑な流れを解明し、排出事業者の責任も追及すべく、現在本事業に係る約一万六百業者に及ぶ排出事業者を対象として調査を行っているところであります。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 それがわからなければ、どこのだれのポジションでどんな落ち度があつたか特定できないと思うんですよ。それが特定できないならば職員の処分なんかはできないと思うんですよ。たまたまそこにいたから、じゃ処分しようたつてできないでしょう。やっぱり、こういうときに、そこにこんな落ち度、甘さがあつたからその年にこれだけのごみがどこから入ってきた、これがなければ処分なんか検討できないと思うんですが、それはいかがですか。

○上野議長 総務部長。

○小堀総務部長 処分をどのようにするかについては、基本的な要件を加味してやることにはなりますが、いつ、どこから、だれが、どんなごみを運んだかということがこれを考える際に重要なファクターかどうかは検討を要すると思います。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 これは、検討にとどまらず、検証して議会にもきちとぜひ示していただきたいというぐあいに思います。次に、今の協議会でも議論になっていますが、県がケースとして示した全量撤去の方針、私はこれはそのまま採用すべきだと思うんですね。基本とか原則という言葉を使わないで、それを採用せずにあえて基本とか再利用とかそういう紛らわしい原状回復方針とした、一を採用しなかったその理由と今回との違いをお尋ねしたいと思います。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 お答えをいたします。

先ほど滝沢議員にお答えしたとおり、本日県議会の皆様に御報告いたしました方針案は、馬淵川水系の環境

保全を目的として汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するものであります。そのために廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本としたところであり、これまでの三つのケースにとらわれない新たな方針としてお示しさせていただいたというところであります。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 前に出された一も、馬淵川水系を守り、汚染拡散防止をする、早期にやるということは同じなんですよ。先ほどからの、再利用するか否かというものをなぜあえて県が判断しないで協議会の判断材料としなきゃならなかったかということです。その分、住民を悩ませる、惑わせる、不安にさせる、煩わせる、なぜここまでしなければならぬのか、そのメリットは何ですか。

それからもう一つは、いっぱい議論を聞いていても前回の具体的な数値が出てこないんですね。今回の再利用対象の数は、前回私どもに示したこの中の何番と何番が再利用の対象に入るんですか。六と七と八なんですか、七と八なんですか、その辺をお尋ねいたします。

○上野議長 前田部長。

○前田環境生活部長 前段の御質問は、情報公開をすることにより住民の視点に立った判断をしていくというふうなことでございます。

後段は、再利用するものに対して特定していないということでございます。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 情報公開の視点で判断をするというのはそれはわかりますけれども、要するに、再利用なんかそんな煩わしい——住民を煩わせる、悩ませる、不安にさせない、それで情報公開する方法は一じゃないですか。今回出されたケースが一よりすぐれているという理由は何かありますか、お尋ねします。

それから、再利用の場合、先ほど諏訪議員に対して、浄化するしないと、ちょっとあいまいでした。浄化したものを再利用できるかできないか判断するんですか、それとも、そこにあるそのままのものを再利用するかしないかを協議会で判断するんですか。そして、そのものは一カ月ごとにやるんですか、出てきたらやるんですか、あるいは一トンたまったらやるんですか、それはどういうぐあいになるんですか。

○上野議長 知事から発言があります。——知事。

○三村知事 全量撤去という基本方針でございます。地元住民、地域の方から何か出てきたときに話し合える部分をとっておかなきゃいけないだろうということでございますから、議員御指摘であれば、確かに一に限りなく、ほとんど一に近い部分であるとしても、いろんな形で作業が進んでいく中で、地元の方々話し合える余地をとっておこうということでございますから、基本的に全量撤去ということでございます。

○上野議長 鹿内君。

○鹿内議員 基本的じゃなくて、再利用ということ出てくるから紛らわしくなるんですね。出てきたときに検討することであれば、年に三回なり四回なり——原則とか基本とか言わないで、全量撤去で、そういう住民協議会を毎月なり開いて、そこで逐一報告をし、情報公開すれば済む話じゃないですか。それを再利用する、しかし、何を再利用するかというのが出てこないからこそ紛らわしくなるんですね。再利用という話を撤回したらいかがですか。

○上野議長 鎌田チームリーダー。

〇鎌田県境不法投棄対策チームリーダー 今の再利用の話でございますけれども、まず、あそこを原状回復するためには、撤去することによってあそこの地形が十分変わる可能性があります。それに対して、原状に復するためには覆土材というものを持ってこなければならない。それを持ってこなければならないということは、道路をダンプで走ってやらなくちゃいけない。そういう生活環境に密着した道路のところでは住民の方にまた御迷惑をかけてしまう。それだったら、中にあるもので使える、いわゆる再利用できるもの、そういうものがそこにあつて、周辺の環境に影響を与えない、そして周辺と同等のものであるということであればそこで使ってもいいのではないか。その辺は協議会の方で十分協議しながら進めてまいりたい、そういうふう考えております。以上でございます。

〇上野議長 鹿内君。

〇鹿内議員 それは再利用するという言葉でなくても、安全・安心ということがあるわけですから。その再利用という部分でなぜ尋ねなきゃならないかという、具体的なものが何も出てこないからですよ、どこでどうしていくのか。それから、先ほどの特管についても、処理能力が五百五十トンあるんだ、一日に四百四十六トン出るから大丈夫なんだという話ですが、これは、特管が五百五十トンの能力であつて、実際にすべてのものを処分するとすればこれでは間に合なくなるわけでしょう。特管とあえて区切っているという部分は私はどうも腑に落ちない。それから、五百五十トンに対して四百四十六トンとなるとほかの事業者が一日に百トンしか使えないということですから、二つか三つの八戸、青森の業者がほかの処理を全くできないということにもつながってしまいます。要するに、初めから県外にお願いをしなければならぬということが出てきているんですね。そうすると、そのときに協議をするのでなくて、今のうちから、初めから他県と事前に協議をしていった方が私はやりやすいと思う。それから、岩手県に対しても青森県として全量撤去だということを——基本とか原則じゃなくて、名実ともに全量撤去ですと言った方が岩手県との交渉なり話し合いもすべてスムーズにいく、住民の不安、不信も取り除ける。そういう意味で、再度、基本とか原則じゃなくて、一案の全量撤去でいくべきだと思いますが、見解を尋ねます。

〇上野議長 知事。

〇三村知事 御意見として承っておきたいと思います。最終的にはまた我々チームで検討させていただいて、きょういただきました御意見等を十二分に参考にさせていただきたいと思います。

〇上野議長 以上で質疑は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を終わります。

午後四時四十五分閉会

記録担当職員 大 澗 繁 次

〃 小 野 恭一郎